

米国での中小企業の事業環境について

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル： 米国での中小企業の事業環境について

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

| |
|--|
| |
|--|

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

| |
|--|
| |
|--|

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

| | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| ご所属 | <input type="checkbox"/> 企業・団体 | 会社・団体名 |
| | | 部署名 |
| | <input type="checkbox"/> 個人 | |

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

目次

| | |
|--|------|
| はじめに..... | 1 - |
| I. 米国における日系中小企業の事業活動の現状..... | 5 - |
| A. 日系中小企業の米国市場参入を支援する米国政府の各種プログラム..... | 5 - |
| 1. セレクト USA..... | 5 - |
| a. 日系企業をターゲットとするセレクト USA の各種イベント..... | 5 - |
| b. 中小企業のためのセレクト USA のツールと資源..... | 6 - |
| 2. 日系中小企業の事業を支援する米国政府によるその他の活動..... | 7 - |
| a. 日米革新・起業協議会..... | 7 - |
| b. 米国商務長官の政策声明..... | 8 - |
| c. 在日米国大使館の各種イベント..... | 8 - |
| d. 日本の有機農家・食料生産者の米国市場参入を許可する米国政府の措置..... | 8 - |
| II. オバマ政権の中小企業アジェンダ..... | 9 - |
| A. 資本へのアクセス提供を支援する活動..... | 9 - |
| 1. 中小企業融資の需給は景気後退中に減少..... | 10 - |
| 2. 中小企業融資の需給強化のための新たな立法..... | 10 - |
| a. 米国再生再投資法..... | 10 - |
| b. 中小企業雇用法..... | 11 - |
| 3. ARRA と SBJA が中小企業融資に及ぼした影響..... | 11 - |
| 4. 中小企業による資本へのアクセスをさらに改善する新たな立法の可能性..... | 12 - |
| a. SBA 直接融資プログラムの設置..... | 12 - |
| b. 504/CDC 融資保証の更新..... | 14 - |
| c. SBA の料金引き下げ..... | 14 - |
| d. 成果の思わしくない SBA プログラムの統合または予算削除..... | 14 - |
| e. SBA の既存プログラムの静観..... | 15 - |
| f. 信用組合中小企業雇用創出法..... | 15 - |
| B. 労働力の必要性、移民法改革と中小企業..... | 16 - |
| 1. 熟練労働者のための H-1B ビザ制度..... | 16 - |
| a. ビザ制度を使用する中小企業に対する審査の強化..... | 17 - |
| b. 中小企業に不利な H-1B ビザ枠..... | 17 - |
| 2. 起業家のための EB-5 ビザ制度..... | 18 - |
| 3. 起業家と米国子会社のための E-2 および L-1 ビザ制度..... | 19 - |
| 4. 雇用資格の電子検証の義務付けは中小企業に不利？..... | 20 - |
| 5. 国境の安全、経済機会、および移民制度近代化に関する法律..... | 21 - |
| a. S. 744 による H-1B ビザ発給枠の拡大..... | 21 - |
| b. S. 744 による EB-5 ビザ制度の変更..... | 22 - |
| c. S. 744 による新しい EB-6 起業移民ビザ制度の設立..... | 23 - |
| d. S. 744 による新しい非移民起業家ビザ制度..... | 23 - |
| e. S. 744 による E-Verify 義務付け..... | 23 - |
| C. 自然災害後の中小企業への援助..... | 24 - |
| 1. SBA の災害融資プログラム..... | 24 - |
| 2. ハリケーン・サンディ後の SBA による災害対応の評価..... | 25 - |
| 3. 災害救済歳出予算法..... | 25 - |
| 4. 中小企業災害改革法..... | 25 - |
| D. SBA を新しい商務・労働省に統合させる提案..... | 26 - |

| | |
|--|--------|
| III. 外国の中小企業に影響を及ぼす可能性のある米国政府の各種プログラムに関する最近の展開 | - 27 - |
| A. 労働規制 | - 27 - |
| 1. 最低賃金引き上げに関するオバマ大統領の提案 | - 27 - |
| 2. 労働者の誤分類に対する労働省と IRS の調査 | - 27 - |
| 3. 労働省がソーシャルメディアに関する雇用者の方針を見直し | - 28 - |
| B. 税制改革 | - 29 - |
| 1. オンライン商店がすべての州で売上税を徴収することを義務付ける立法 | - 29 - |
| a. 中小企業のオンライン売上税の課題 | - 29 - |
| b. 上院が市場公正法を可決 | - 30 - |
| c. 下院が新たな立法の原則を提案 | - 30 - |
| 2. 中小企業に影響を及ぼすオバマ政権の法人売上税政策 | - 30 - |
| a. 全般的な税制改革案 | - 31 - |
| b. IRS が中小企業をターゲットに過少申告を調査 | - 32 - |
| C. 中小企業の規制負担の緩和 | - 33 - |
| 1. 中小企業が負担する規制費用の推定 | - 33 - |
| 2. 中小企業の規制負担を軽減するためのオバマ政権による提案 | - 33 - |
| 3. 中小企業の規制順守コストを削減するために議会で提案されている立法 | - 34 - |
| IV. 米国における中小企業の事業環境の分析 | - 35 - |
| A. 緊縮財政の影響 | - 35 - |
| 1. 中小企業の活動全般への影響 | - 35 - |
| a. SBA と IRS の機能停止で中小企業への新規融資が中断 | - 36 - |
| b. 政府機能停止がワシントン DC の経済に与えた損失 | - 36 - |
| c. 政府機能停止が観光産業に与えた脅威 | - 36 - |
| 2. 政府契約を受注する中小企業への影響 | - 37 - |
| B. 中小企業による社員退職年金積立制度の課題 | - 38 - |
| C. シェールガスと石油改革 | - 39 - |
| 1. シェールガス掘削の全体的な利点 | - 39 - |
| 2. シェールガス掘削が中小企業にもたらす恩恵 | - 39 - |
| 3. シェールガス掘削による環境問題 | - 40 - |
| D. TPP と米国の貿易政策が中小企業に及ぼす影響 | - 42 - |
| 1. 環太平洋パートナーシップ (TPP) | - 42 - |
| a. TPP が中小企業におよぼす影響 | - 43 - |
| b. TPP に関する米国政府の見解 | - 43 - |
| c. TPP に関する中小企業の懸念 | - 44 - |
| 2. 輸出調整法 | - 45 - |

はじめに

米国政府は、中小企業の事業環境改善を目指すいくつかの新しいプログラムや立法努力によって、外国の中小企業を支援している。日本の中小企業も、米国市場進出を成功させるために、こうしたプログラムや改革を利用することができる。本報告書の4つの主な部分について以下に概説する。

米国における日本の中小企業の活動

多くの日本の中小企業は、製品の対米輸出あるいは米国内における系列会社設立という形で、米国市場で活動している。米国内の日系企業のほぼ6分の1は、親会社が日本の中小企業である。

既に米国市場に進出している日系中小企業の中には、事前に独自の準備をすることが成功を確保する上で重要である、ということ学んだ企業もある。事前の準備とは、例えば米国の消費者に関する市場調査を行ったり、米国内で優秀な提携相手を探したりすることである。

また日本の中小企業は、米国市場に関する知識を得ることを支援する米国政府の各種プログラムを利用することもできる。そうしたプログラムには、セレクトUSAや日米革新・起業協議会などがある。

セレクト USA は、対米直接投資を奨励するために米国商務省が設立したプログラムである。このプログラムは、日本および米国内で、日本の中小企業のリーダーたちに米国市場参入について学んでもらう各種のイベントを主催している。これらのイベントでは、日本の中小企業に、国際化を援助する政府プログラムや官民のパートナーを紹介する。

日米革新・起業協議会は、日米両国の起業家が日米の市場により良いアクセスを得られるようにするための新たな政策目標の設定を求める官民の代表から成る。同協議会は、日本の起業家たちが、米国のベンチャー資本家、弁護士、会計士、そして米国内の技術パートナーと直接話し合うために、容易に米国を訪れることができるようにすることを目指している。

オバマ政権の中小企業政策

金融危機後のオバマ政権による中小企業支援策は、主として中小企業融資市場を改善することであった。その主な機関として、中小企業による新たな資本の獲得を支援するのは中小企業庁（SBA）である。SBA は、民間の銀行による中小企業融資の一部を保証し、自然災害による被害を受けた中小企業に対する直接融資も提供する。

オバマ政権は、次のような手段で SBA の各種プログラムの改善を図っている。(1) SBA が融資保証の件数と金額を増やせるよう SBA の予算を拡大する。(2) 新しい中小企業融資を開始する中小地方銀行に課される料金を引き下げる。(3) SBA の災害直接融資プログラムを改善する。また、一部の連邦議会議員は、自然災害がなくても SBA が直接融資を行うプログラムの設立を求めている。

SBA の融資プログラムの変更は、すべて金融危機の際に信用市場の稼働を維持することを目的とするものである。オバマ政権は、将来経済が縮小した場合でも中小企業融資の需給を安定させることを目指している。

中小企業を支援するもうひとつの方法として、オバマ政権は、包括的な移民法改革を通じて、中小企業が熟練労働者を獲得しやすいようにすることを目指している。中小企業に対する影響の最も大きい移民法改革措置は、(1) 熟練労働者のビザ制度修正、および(2) 労働者が合法的な住民であることを確認するオンライン検証制度への参加の義務付けである。しかしながら、多くの中小企業は、新たな負担と多額の費用につながるオンライン検証制度の義務付けに反対している。

最後に、SBA、商務省、労働省、およびいくつかの中小政府機関をひとつの大きな省に統合し「商務・労働力省」と呼ぶことを定める法案(S.1835)が最近提案されている。この法案が今年中に可決される可能性は極めて低い、同様の法案が将来可決される可能性はある。

外国の中小企業に影響を及ぼす政策の改正

外国および国内の中小企業に適用されるいくつかの政策が今年中に改正される可能性がある。これらの改正は、従業員の雇用、税金、また政府規制による負担などに影響を及ぼす。

オバマ政権は、労働者の条件を改善するための労働法改革を求めている。こうした改革は、一部の中小企業にとっては新たなコストと管理上の負担となる可能性がある。例えば、オバマ政権は、雇用者が各労働者に支払わなければならない全国的な最低賃金を40%近く引き上げようとしている。こうした変更は、非熟練労働者の比率が高い傾向のある小売、接客、調理、農業といった産業の中小企業に最も大きな影響を及ぼすことになる。

オバマ政権は、企業が実際には正社員である労働者を契約社員として扱うことを防止する改革も行おうとしている。労働者を契約社員として扱うことで、企業は、州の失業保険など一部の税金を回避することができる。また現政権は、企業が社員のソーシャルメ

ディア・サービス利用を管理する権限を制限する新たな規則も提供しようとしている。

オバマ政権も連邦議会も、長期的な政府予算均衡のため、また最近の政府予算調整削減や一時的な政府機能停止につながった、予算をめぐる討論の頻発を防ぐために、包括的な税制改革を行うことを望んでいる。今年中に税制改革が行われる可能性は極めて低いですが、2015年またはそれ以降にこの問題が取り上げられる可能性は高い。中小企業に最も大きな影響を及ぼす税制改革は、（1）オンライン取引に対する売上税の徴収、および（2）法人所得税の引き下げである。

最近多くの中小企業を怒らせている税制上のもうひとつの問題は、税金の過少申告について中小企業がターゲットとされていることである。2013年に内国歳入庁（IRS）は、何千社もの中小企業に対して、過去の納税について再調査しなければ法的措置を取る、と通告した。中小企業のリーダーたちは、IRSは中小企業を差別し、大企業には同様の注意を払っていない、と苦情を述べた。

またオバマ大統領と連邦議会は、企業にとって負担となる政府規制を再検討する計画を発表した。連邦政府は、中小企業にとって最もコスト負担の大きい各種規制を廃止または改革する意志がある。

米国における中小企業の事業環境

米国における中小企業の全般的な事業環境は、議会で継続している予算をめぐる議論と政府の財政引き締めによって悪化している。2013年には、予算をめぐる議論によって、予算強制削減と政府機能停止という2つの深刻な出来事が政府支出を中断させた。

この2つの出来事は、連邦政府に契約でサービスを提供する中小企業に影響を及ぼした。政府支出の中断により、中小企業にとっては政府契約の機会が減少した。財政引き締めによって、政府契約における中小企業の事業環境の不確実性も高まる。

中小の契約業者にとってマイナスとなったもうひとつの問題は、連邦政府が中小企業に対する契約発注の目標を達成できない状況が続いたことであつた。政府は毎年、政府契約の23%を中小企業のために留保することを目指している。2013年にはその目標が達成されなかった。

SBAが2013年に発布した新しい規則は、政府機関が中小企業対象の留保目標を達成する上で役に立つかもしれない。この規則によっても状況が変わらない場合、連邦議会は、政府契約をめぐる競争で、大企業に対する中小企業の競争力を向上させる新たなメカニズムを考慮する可能性がある。

米国のシェールガス・石油革命は、2030～2035年までに米国をエネルギー自給国にすることができるとされているが、この革命も中小企業に影響を及ぼしている。概して中小企業は、エネルギー価格の低下とシェール開発地域の事業成長による恩恵を受けている。しかしながら、シェール開発の環境影響が大きく懸念されている。シェール開発は全国的には総合的な利益をもたらすが、シェール開発事業の行われている地域周辺で、少数の住民と地域社会が環境影響の負担を受ける傾向がある。州および地方政府は、シェール開発を継続しながらその悪影響を最小化するような規制を開発しようとしている。

オバマ政権は、中小企業のために新たな国際市場を開放することによって、中小企業の事業環境を改善することを目指している。別途、オバマ政権は現在、太平洋地域の数カ国との間で、新しい自由貿易協定である環太平洋パートナーシップ（TPP）の交渉を進めている。TPPの中には、外国の中小企業に特別待遇を与えることを加盟国に約束させる章も含まれている。例えば、TPPは、輸出に関するメンター制度や教育を提供することによって、中小輸出業者の数を増やすことを目指している。

I. 米国における日系中小企業の事業活動の現状

日本の中小企業が対米直接投資を行う形態としては、製品・サービスの輸出、外国における系列会社の設立などが考えられる。中小企業が米国市場に進出する前の準備段階でそうした企業を支援する米国政府のプログラムおよび活動（特にセレクトUSAと日米革新・起業協議会）について述べる。

A. 日系中小企業の米国市場参入を支援する米国政府の各種プログラム

最も注目されるプログラムは、米商務省が導入した「セレクトUSA」という、外資系企業による直接投資を奨励するプログラムである。セレクトUSAは、日系企業による米国市場参入の準備段階を支援する各種ツールを提供する。また、日系中小企業に、米国での事業経営に関する教育・支援を提供するために、各種イベントを開催している。このほか、米国政府は、日米革新・起業協議会や新たな有機食品貿易協定にも参加しているが、いずれも日系中小企業にとっては有利な可能性のある制度である。

1. セレクトUSA

セレクトUSAは、対米直接投資を奨励することを目的とする、米商務省のプログラムである。外資系企業に教育およびアウトリーチ・プログラムを提供するとともに、米国における企業立ち上げや米国への輸入に関する支援を行う主な政府機関を紹介する。また、各連邦政府機関のさまざまな対中小企業サービス間の調整も行っている。さらに、独自の中小企業支援を提供する多くの州政府や地方自治体間の連携も推進している。

オバマ大統領は、2011年6月の大統領令で、セレクトUSAを認可した。大統領は、このプログラムが、「他の先進工業国で通常見られるような、事業投資誘致のための中央化された投資推進インフラ」を築くことを望んでいる¹。セレクトUSAは、既に日系中小企業と米国市場参入のオプションを話し合うための会合を企画・実行しており、2014年にも同様の会合を開催する予定である。

a. 日系企業をターゲットとするセレクトUSAの各種イベント

セレクトUSAのプログラムは、日本の企業が米国市場における可能性を発見することを支援するために、数々のイベントを実施している。セレクトUSAは、日本を「優先市場」の一つに指定している。

2013年5月、セレクトUSAは、東京、名古屋、大阪でセミナーシリーズを開催した²。セミナーには、250社以上の日系中小企業と大手法人投資家が参加し、そのような投資

¹ ホワイトハウス、[Executive Order 13577—SelectUSA Initiative](#) 2011年6月15日

² 在東京米国大使館、[Helping Japan “Select USA”](#) 2013年5月29日。Export.gov、[SELECT USA Blankets FDI Powerhouse Japan with Seminar Roadshow, May 22-24, 2013.](#)

家が米国市場に参入する方法について話し合った。セレクト USA は、2014 年にも、それぞれ特定の産業分野を対象とするセミナーを開催していく予定である³。これらのセミナーは、米国国務省、米国の州・地方政府、米国のビジネスサービス・プロバイダー、そして日本のいくつかの組織のパートナーシップで実施されたものである。

2013 年 10 月および 11 月に、セレクト USA は、ワシントン DC で、直接投資をテーマとする初めての投資サミットを開催した⁴。サミットには、50 人を超える日本人ビジネス・エグゼクティブが出席し、米国の 47 州から集まった経済開発担当者や、多くの民間ビジネスサービス会社と交流した。また、このサミットでは、日系企業が米国内での事業活動を開始する際のニーズに応えられる政府関係者やサービス会社に、日本人エグゼクティブを紹介する仲介制度も企画された。サミットでは、オバマ大統領がスピーチをし、セレクト USA プログラムを積極的に拡張する計画を発表した⁵。

b. 中小企業のためのセレクト USA のツールと資源

セレクト USA は、外国企業に米国市場参入のさまざまなオプションについて知識を提供するため、数々の資源やツールを用意している。例えば、セレクト USA ビジネス・ソリューションズ・プログラムは、外資系企業と米国企業の両方を対象に、適切な投資の決断を支援するためのプログラムである⁶。このプログラムでは、セレクト USA が各企業と 1 対 1 で話し合い、それぞれに最も適した連邦・州・地方政府のサービスや、米国内での投資を支援できる最も良い商業サービスを紹介する。

またセレクト USA は、連邦政府の事業奨励プログラムの検索可能なデータベースも提供している。検索を、中小企業のためのプログラムだけに限定することもできる⁷。ウェブサイト (SelectUSA.commerce.gov) から、米国内の企業拡張を支援する官民のサービスへリンクすることができる⁸。そのひとつとして、新興企業が現地の各種地域社会や全米で入手可能な土地などを分析して立地の決断を下すプロセスを支援するツールがある。

また、セレクト USA のウェブサイトは、民間のビジネスガイド、輸出入情報、そして知的所有権保護に関する提言などへのリンクも提供している⁹。

³ セレクト USA、[Announcing the 2014 Invest in the United States Seminars in Japan](#).

⁴ Export.gov 最近のイベント、[SelectUSA](#).

⁵ ホワイトハウス [Remarks by the President at SelectUSA Investment Summit](#) 2013 年 10 月 31 日

⁶ セレクト USA、[Business Solutions for Investors](#).

⁷ セレクト USA、[Federal programs and incentives for small business](#).

⁸ セレクト USA、[Tools](#).

⁹ セレクト USA、[Resources](#).

2. 日系中小企業の事業を支援する米国政府によるその他の活動

セレクト USA のほかにも、米国で事業を行う日系中小企業を支援する米国政府の重要なプログラムや政策がある。例えば、日米革新・起業協議会、米商務省と在日米国大使館による活動、そして日米間の新たな有機食品貿易協定などである。以下に、これらのプログラムや政策を紹介する。

a. 日米革新・起業協議会

2012年4月、米国と日本は、日米革新・起業協議会を設立した。協議会のメンバーには、両国政府および民間企業の代表が加わっている。この協議会は、日米両国で事業の成長を奨励するような政策提言を行う¹⁰。

この新しい協議会は、2012年10月に第1回報告書を発表し、クロスボーダー・ビジネスに携わる中小企業に対する支援について、いくつかの提言をした¹¹。例えば、日米両国の中小企業に、革新の地理的な中心となっているカリフォルニア州シリコンバレーのような場所を知ってもらうことを提言している。協議会は以下のように記している。

ベンチャー投資家、起業家、および学者のクロスボーダー交流の制度を作ることによって、現地の状況に沿ったエコシステムを形成し、境界を超えて連携する手段を探す。(中略) 起業家が活発に活動するために、ベンチャー投資家、弁護士、会計士といったサポート担当者が極めて重要な役割を果たし、またそうした人々のネットワークは、繁栄するエコシステムの中心的な構成要素である。世界の市場を目指す起業家のためのサポートネットワークを強化するために、サポート担当者のプラットフォームを設立することは、持続可能な起業環境を作るという点でプラスのインパクトをもたらす。

また、この協議会は、日系中小企業が米国内で新たな資金源を探す際の支援として、次の2つを提唱した¹²。(1)「米国中小企業庁の中小企業技術革新(SBIR)制度など、政府が運営するプログラムにベンチャー企業がクロスボーダーで参加すること」を許可する。(2)「デラウェア州で日本の企業が日本語の文書で登録すること」を許可する。

また、協議会は、日本国内の企業と米国内の企業とのクロスボーダー・ネットワーキングも奨励しようとしている。協議会は、「可能性としては、米国訪問のための短期訪問プログラム、大学のフェロウシップなどの奨学金制度、そして起業教育活動を企画する人たちのための訓練プログラムなどが考えられる」と説明している。

¹⁰ ホワイトハウス、[Fact Sheet: United States-Japan Cooperative Initiatives](#)
2012年4月30日

¹¹ 日米起業協議会、[Report to Leaders](#) 2012年10月

¹² SBIRのための中小企業庁の使命声明書 -
<http://archive.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbir/index.html>

b. 米国商務長官の政策声明

2010年11月、ゲーリー・ロック米商務長官は、日系中小企業の発展を促進するためにオバマ政権が採用する政策措置を発表した。これは、ロック長官が、横浜で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）中小企業サミットで発表したものである。

ロック長官は、米国が世界の中小企業のために実行できる最も重要なことは、「民間の貯蓄と輸出を増やすとともに、財政赤字を持続可能なレベルまで引き下げる措置を取り」、世界経済の不安定性を抑えることであると述べた¹³。また長官は、APECは新興産業を援助し、研究を促進し、知的財産を保護するとして次のように述べた。

商務省は、APECを通じて、規制による障壁を緩和し、各種新興産業の発展を推進しようとしている。研究をさらに促進し、クリーンエネルギーのクレジットを増やす努力をしている。医療の革新に関する規制調和を達成するための目標と期日を決めようとしている。そして、そのような革新を促す努力と同時に、そもそも企業が革新を実現できるようにするための知的所有権保護の強化にも取り組んでいる。

c. 在日米国大使館の各種イベント

ジョン・ルース前駐日米国大使は、3年間の任期中、東京の大使公邸で日本起業家賞（TEAJ）の表彰式を行っている。これは、日本における起業と革新を促進することを目的とするものである。表彰式では、起業家に対する各種の賞が贈られたが、そのひとつは、自らの革新を国際化しようとする起業家を対象とする賞であった¹⁴。

在日米国大使館は、日本で開かれる2014年対米投資セミナーも主催する。セミナーの目的は、日本の中小企業に、米国市場進出に関する情報を提供することである。セレクトUSAがこれらのセミナーを企画する（上記第1項を参照）¹⁵。

d. 日本の有機農家・食料生産者の米国市場参入を許可する米国政府の措置

2013年9月、米国と日本は、相互の有機食品基準を同等と見なす協定を正式に承認した。この協定により、日本の農家およびそれぞれの国の中小食料生産者は、食品に「有機」の表示を付けるための2度目の承認過程を経ずに、米国市場にアクセスできるようになる¹⁶。

¹³ ゲーリー・ロック商務長官、[Remarks at Asia-Pacific Cooperation \(APEC\) Small- and Medium Enterprises \(SME\) Summit, Yokohama, Japan](#) 2010年11月11日

¹⁴ 在東京米国大使館、[Celebrating Entrepreneurship in Japan](#) 2012年11月15日

¹⁵ セレクトUSA、[Announcing the 2014 Invest in the United States Seminars in Japan.](#)

¹⁶ 米国農務省、[U.S. Organic Industry Praises U.S.-Japan Partnership in Organic Trade](#), 2013年9月26日

II. オバマ政権の中小企業アジェンダ

オバマ政権による中小企業のための新事業促進活動の中で最も重要なもののひとつは、中小企業による資本へのアクセスを改善することである。中小企業への新たな融資を促進する主な機関が、中小企業庁（SBA）である。同庁は、民間の融資機関が提供する融資の一部を保証するとともに、融資の申請プロセスを簡素化している。

中小企業庁の融資プログラムの改善に役立つ可能性のある政策としては、融資保証のための同庁の予算の拡大、中小地方銀行を対象とする料金の引き下げ、直接融資プログラムの導入などが挙げられる。

中小企業は、資本以外の資源として、熟練労働者を必要とする可能性がある。これは、オバマ政権が議会と協力して米国の移民法の包括的な改革を目指している理由のひとつである。

中小企業に影響を及ぼす可能性のある移民法改正は、既存のビザ制度の修正、熟練労働者のための新たなビザの導入などである。また、労働者の居住資格を検証する制度の義務付けも、中小企業にとっては新たに大きなコスト負担となる可能性がある。

オバマ政権は、災害の被害を受けた中小企業のための中小企業庁の直接融資プログラムの改善も行っている。2012年のハリケーン・サンディの後、この災害融資プログラムは、時間がかかり非効率的であると批判された。制度改善の内容としては、中小企業のためのカウンセリングおよびトレーニング・サービスの新たな予算導入、また中小企業が災害融資を受けるための担保要件の緩和などが考えられる。

A. 資本へのアクセス提供を支援する活動

中小企業庁（SBA）には、銀行が中小企業に新たな融資をすることを奨励するプログラムがいくつかある。こうしたプログラムでは、融資額の何パーセントかを中小企業庁が保証する。融資のリスクの一部をSBAが負担することになるが、融資の管理は民間部門が行う。

最近の景気後退の際に、SBAの融資保証プログラムは、中小企業への銀行ローンの供給を通常のレベルに保つには不十分であった。その当時、中小企業の融資の需要も減少した。そこで連邦議会は、中小企業融資の需給を改善するため、以下の2つの法律を可決した。

現在、経済状況は回復しつつあるが、米国政府は、今後も中小企業融資の需給を伸ばすために必要な措置を取る必要がある、と考えるかもしれない。

1. 中小企業融資の需給は景気後退中に減少

2008年および2009年の金融危機の期間に、SBAの保証する融資の供給と需要は共に、景気後退以前に比べて大幅に減少した。SBA融資の市場が景気後退前の水準まで再び上昇したのは、2011会計年度になってからである。

中小企業融資の供給が景気後退期間中に減少した主な理由は、銀行がリスクを回避しようとする傾向が強まったためである。そうした傾向を乗り越えて、同期間に銀行が新たな融資を提供するよう促すには、SBAの融資保証は十分ではなかった。

多くの融資が証券として取引された中小企業融資の2次市場も、景気後退中に縮小した。したがって、銀行はより多くの融資を自らのバランスシートに維持することになり、ますます新たなリスクを回避する傾向が強まった。こうしてさらに融資供給が抑制されたのである。

中小企業融資を専門とする多くの銀行が、景気後退中に破綻し、その結果、中小企業への新たな融資がますます減少した。中小企業への融資機関としては全米最大だったCITグループは、2009年11月に会社更生法を申請した¹⁷。

景気後退中には、新たな融資に対する中小企業の需要も減少した。経済全体が縮小するに従い、中小企業のオーナーは、事業の拡張や新規設立をためらうようになった。

2. 中小企業融資の需給強化のための新たな立法

2010年までに、連邦議会は、中小企業融資の需給を安定させるための措置を取ることを決断した。議会は、中小企業融資市場の引き締めに対応して、中小企業融資の需要と供給を増やすための新たな法律を導入した。その2つの主な法律は、米国再生再投資法（ARRA）と中小企業雇用法（SBJA）である¹⁸。

a. 米国再生再投資法

米国再生再投資法（ARRA）¹⁹には、中小企業への融資の供給を増やす各種規定が含まれている。これらは、中小企業融資の2次市場を支援する手段となった。

ARRAのそうした規定のひとつは、SBAに、その504/認証開発会社（CDC）プログラムの下で一時的な2次市場を設定するよう指示するものであった。CDCは、全米各地に設置された非営利法人で、SBAと商業銀行との間の仲介の役割を果たす。CDCは、中小企

¹⁷ ロイター、[“CIT bankruptcy to leave small businesses concerned”](#) 2009年11月2日

¹⁸ 2009年米国再生再投資法、[Public Law 111-5](#) および 2010年中小企業雇用法、[Public Law 111-240](#)。

¹⁹ 2009年米国再生再投資法、[Public Law 111-5](#)。

業が、特に固定資産の購入（不動産、ビル建設など）のために融資を確保することを支援する。ARRA は、504/CDC 融資保証に最高 30 億ドルの資金を提供した。このプログラムは、中小企業雇用法により延長されたが、2012 年 9 月には失効した。

また ARRA は、SBA が第 3 者「ブローカー・ディーラー」に融資をすることも許可した。こうしたブローカー・ディーラーは、商業銀行が提供した中小企業ローンを銀行から買い取り、商業銀行は新たな融資をすることができる²⁰。そして、ブローカー・ディーラーは、このローンを証券に再パッケージし、2 次市場で販売する。SBA の直接融資の金利は市場のレートより低く、ブローカー・ディーラーによる 1 次市場のローン購入を強く奨励することになる。

ARRA には、その他の SBA プログラムへの一時的な資金提供の規定も含まれていた。例えば、アメリカズ・リカバリー・キャピタル（ARC）融資プログラムに 2 億 5,500 万ドル（借金整理のため）、マイクロ融資プログラムに 3 千万ドル、保証証券プログラムに 1,500 万ドル、などである。

b. 中小企業雇用法

中小企業融資市場が上向き始めた後、連邦政府は、2010 年中小企業雇用法（SBJA）を可決した²¹。この法律の目的は、中小企業による資本へのアクセスをさらに改善することであった。

SBJA は、120 億ドルを超える新たな融資援助を提供した。この法律により、融資保証が延長され、融資限度額が引き上げられ、中小企業の料金が引き下げられた。融資限度額の引き上げは永続的なものであったが、景気後退後の経済回復の初期に中小企業融資の需給を強化するための一時的なプログラムもあった。

例えば、SBJA は、ARRA による中小企業庁の 504/CDC 2 次市場融資保証をさらに 2 年間延長した。このプログラムは最終的には 2012 年 9 月に失効したが、議会では再び更新することを求める動きがある（下記参照）。

また SBJA は、地方銀行による中小企業融資を促進するために、300 億ドルの中小企業融資基金（SBLF）と 2,250 万ドルの中小企業仲介融資パイロット・プログラムを設立した。

3. ARRA と SBJA が中小企業融資に及ぼした影響

ARRA と SBJA は、中小企業融資の需要と供給にプラスの効果をもたらした。中小企業庁（SBA）の保証する融資は、2009 年を通じて着実に増え、2009 会計年度第 4 四半期ま

²⁰ 制度上重要な 2 次市場ブローカー・ディーラーのための SBA 直接融資プログラムの設置、[13 CFR 120](#).

²¹ 2010 年中小企業雇用法、[Public Law 111-240](#).

では、景気後退以前の水準に達した。SBA ローンは 2010 会計年度中も増加を続けた。2011 会計年度第 1 四半期までには、SBA の支援する融資額は新記録を達成した。²² この傾向は 2013 年にも続いている²³。

2010 会計年度の融資の額は、2009 会計年度に比べて 30% 近く多かった。この融資増加は、主として、ARRA による新たな料金補助制度と、SBA 融資保証比率の上限引き上げによるものであった²⁴。また、同時期に経済全般が回復したことも融資増の原因のひとつであったが、2012 会計年度には、経済の回復にもかかわらず、SBA ローンはわずかに減少した。これは、おそらく、ARRA と SBJA による料金補助制度が終了したためである。

4. 中小企業による資本へのアクセスをさらに改善する新たな立法の可能性

ARRA と SBJA の成功を受けて、連邦議会は、さらに SBA 融資プログラムを支援する新しい法律を検討する可能性がある。その中で最も簡単なものは、民間の融資を支援する既存のプログラムの予算を拡大する法律である。

議会は、中小企業に直接融資を提供する権限を SBA に与えることも検討する可能性がある。あるいは、措置を遅らせて、経済回復と既存の立法だけでも、従来の SBA 中小企業融資の需給を拡大できるかどうか様子を見ることも考えられる。議会では、SBA のプログラムで効果の思わしくないものの予算を削ることを支持する意見さえある。

SBA の各種プログラムの改革に加えて、議会は、地域の信用組合による中小企業融資を増加させる新たな立法も検討している。

a. SBA 直接融資プログラムの設置

景気後退の期間中に、中小企業を支援する人々の間では、SBA が民間の銀行による融資を保証するだけでなく、直接融資を行うことを求める意見もあった。SBA の直接融資プログラムならば、経済危機で銀行が融資条件を過度に厳しくするようなときでも、迅速に行動できるからである。

1953 年の中小企業法により、既に SBA には、企業に直接融資を行う権限が与えられている。1980 年代を通じて、SBA は日常的にその権限を行使し、民間の融資を拒否された企業に融資を行っていた。1994 年まで、SBA は、不利な立場にある中小企業オーナーに

²² 中小企業庁、[“Jobs Act Supported More Than \\$12 Billion in SBA Lending to Small Businesses in Just Three Months”](#) 2011 年 1 月 3 日

²³ サバーバン・タイムズ、[2013 SBA lending is 3rd highest on record](#) 2013 年 11 月 3 日

²⁴ 中小企業庁、[“Recovery Loan Incentives Spurred Continued Rebound in SBA Lending in FY2010”](#) 2010 年 10 月 4 日

直接融資をしていた。しかし今日では、SBA が直接融資を行うのは、SBA の災害融資プログラムによる場合に限られている。

オバマ政権は、SBA による直接融資に反対している。大統領の考えでは、SBA より民間の銀行制度の方が、はるかに効率的に中小企業のニーズに応えることができる。

SBA は現在、民間部門による融資を保証することだけを前提としているため、直接融資を提供する場合、管理費が非常に高くなる可能性がある。SBA が保証する融資 1 千件につき、管理に必要となる人員は平均 2 人である。管理業務の大半は、融資を行う銀行が負担する。これに対して、SBA が 1 千件の直接融資を提供する場合には、43 人の人員が必要になると推定されている。したがって、現在の融資保証制度の方が、直接融資制度より、はるかに効率的である。

それでも、議会は、再び金融危機が発生して民間銀行が SBA 保証の融資さえも引き締めることになる場合に備えて、SBA による直接融資プログラムを導入し、中小企業融資の市場を維持することができる。直接融資プログラムの支持派も、これを融資危機の場合にのみ導入する一時的なプログラムとすることを望んでいる。彼らは、現在の SBA の融資保証プログラムは、2008 年から 2009 年にかけての金融危機の際には、十分に力を発揮しなかった、と主張している。

近年、連邦議会下院では、新たな直接融資プログラムが検討されている。2009 年に下院は、中小企業融資・投資法を可決した。これは、一時的な SBA 直接融資プログラムを義務付けるものであり、このプログラムは「キャピタル・バックストップ」と呼ばれることになっていた²⁵。しかし、上院はこの法案を検討しなかった。

2012 年に下院は、限定された直接融資プログラムを再び検討した。この法案は、2012 年復員軍人資本アクセス法と呼ばれ、SBA が既存の保証融資の予算のうち 20%までを、復員軍人の所有する事業に対する直接融資として使用することを承認するものであった²⁶。この法案は下院を通過しなかった。

現時点で、新たな直接融資プログラムが議会で可決される可能性は低い。経済の回復が進めば進むほど、こうしたプログラムに対する支持は減少する。

²⁵ H.R. 3854、2009 年中小企業融資・投資法案 [H.R. 3854](#).

²⁶ 2012 年復員軍人資本アクセス法案 [H.R. 5835](#).

b. 504/CDC 融資保証の更新

2010年に、ARRAによって504/CDCプログラムが設置され、さらにSBJAによって2012年9月まで延長された。このプログラムは、SBJAによって与えられた予算を全部使い切らないうちに失効した。

504プログラムには、借換条項があり、それによって中小企業は、固定資産のローンと、プログラム導入以前に比べて、はるかに低い金利で借り換えることができた。

メアリー・ランドリュウ上院議員（ルイジアナ州）は、504プログラムをさらに2年間復活させる法案を提出した。同議員の法案は、商業不動産・経済開発（CREED）法と呼ばれている²⁷。議会予算局は、CREED法の下で504プログラムを復活させることは、政府にとって新たなコスト負担にはならない、との結論に達した²⁸。

c. SBAの料金引き下げ

景気後退以前、SBAが徴収する融資料金は、中小企業による債務不履行の際にSBAが貸し手に支払う保証額を完全に補うことのできる額であった。ARRAおよびSBJAにより、議会は、借り手と貸し手の支払う料金を一時的に引き下げた。これは、2009年から2012年にかけての経済回復の初期に、中小企業に救済を提供するためであった。

料金引き下げは、大手銀行による中規模企業への新規融資の促進に成功した。しかしながら、最も小規模な貸し手から最も小規模な企業への新規融資市場を刺激するには、さらなる料金引き下げが必要かもしれない。中小企業融資の回復の大半は、より規模の大きい融資によるものであった。そこでSBAは、2013年10月、15万ドル以下の融資については、7(a)融資保証の料金を一時的に停止した²⁹。

この料金免除の目的は、銀行が小規模融資にもっと力を入れるよう奨励することであった。料金免除は1年間継続する予定であり、2014年末に延長される可能性がある。SBAは、より大規模な融資から徴収される料金によって、料金免除による減収が相殺されると予想している。

d. 成果の思わしくないSBAプログラムの統合または予算削除

議会のもうひとつのオプションは、SBAの各種プログラムの中で重複するものを統合したり、中小企業にとって十分な支援となっていないプログラムの予算を完全に削除したりすることである。2011年に、下院中小企業委員会委員長は、議会が14のSBAプログ

²⁷ 2013年商業不動産・経済開発（CREED）法案、[S. 289](#)。

²⁸ 議会予算局、[S. 289, Commercial Real Estate and Economic Development Act of 2013](#) 2013年8月1日

²⁹ アメリカン・バンカー、[SBA Suspends Fees on Smallest Business Loans](#) 2013年11月21日

ラムを縮小または完全に廃止することを勧告し、その理由として「これらは **SBA** またはその他の機関の既存プログラムと重複しているから」または「中小企業の新規雇用創出に貢献するという証拠が全くない」からである、と述べた³⁰。対象となるプログラムは、7(j)技術援助、マイクロ融資技術援助、全米女性による事業評議会、女性ビジネスセンター、復員軍人ビジネスセンター、プライム技術援助、ハブ・ゾーン・アウトリーチ、アメリカ先住民局、国際貿易局、薬物のない職場施策、クラスターズ、および全米復員軍人起業訓練プログラム、である。

共和党議員は概して、**SBA** プログラムの予算縮小に対応して、中小企業の税負担も軽減される場合には、**SBA** プログラムの縮小を支持する。すなわち、税引き下げによって、プログラム縮小による損失が相殺される、と主張する。しかしながら、**SBA** プログラムの予算削減には賛否両論があり、多くの民主党議員の支持を得ることは難しい。

e. **SBA** の既存プログラムの静観

議会による新たな措置を支持する人々は皆、**SBA** の介入がなければ、これまで経済回復のペースでは中小企業の成長を促進できなかった、と主張すると思われる。しかしながら、一部の議員は、最近議会が可決した融資改革が中小企業の資本を拡大するために十分であるかどうかを静観する道を選ぶ可能性がある。

前述のように、**SBA** を介した中小企業融資は、過去2年間に改善されている。**SBA** は融資を増やし、その貸付額は経済危機以前の水準に達している。中小企業融資の需要増に対応するだけの供給がある可能性もあり、したがって現時点では新しい法律の必要はないかもしれない。

f. 信用組合中小企業雇用創出法

SBA プログラムの民間融資機関に加えて、地域の信用組合が中小企業に相当額の融資を提供している。信用組合は、メンバーから成る協同組合の形式を取った非営利金融機関である。信用組合は、地元の住民であるメンバーから成るため、資産をその地域のために有効に使う傾向がある。

信用組合による中小企業融資には、総資産額に占めるパーセンテージという形で上限が定められている。中小企業への融資供給を拡大するため、下院の超党派法案によりこの上限を引き上げようとする試みがある。この法案は、信用組合中小企業雇用創出法と呼ばれる³¹。

³⁰ サム・グレーブズ下院議員、[Opening Statement for Views and Estimates Markup](#) 2011年3月15日

³¹ 信用組合中小企業雇用創出法案 [H.R. 688](#).

この法案は、信用組合の「メンバー企業融資（MBL）」上限を、総資産の12.25%から27.5%に引き上げる。これは、企業融資の優れた実績と十分な資本金を持つ信用組合にのみ適用される。この法案の提案者の一人であるエド・ロイス下院議員は、この立法により中小企業融資が130億ドル増加すると主張している³²。

B. 労働力の必要性、移民法改革と中小企業

米国で事業活動を始めようとする外国人起業家は、米国の移民となり、事業を立ち上げるための資本を米国に持ち込む可能性がある。また、既に米国内にある中小企業が、労働力拡張の手段として、外国人労働者を雇用しようとするかもしれない。米国の移民法は、中小企業のオーナーがこうした目標を達成できるように融通をきかせている。しかしながら、中小企業の事業運営の現状に合わせて、現行の移民政策を更新する必要がある。

合法的な移民は、中小企業の労働力確保のために重要である。中小企業のおよそ22%が、合法的な移民を雇用したことがあるという³³。従業員10人以上の中小企業の45%が、合法的な移民を雇用したことがある。また、米国の中小企業オーナーのおよそ10人に一人が、自身も移民である。

中小企業オーナーの大半が、米国移民法の改革を支持している。こうしたオーナーの約90%が、移民法の包括的な改革が必要であると考えており、ほぼ90%近くが、改革によって米国における中小企業の事業環境が改善されると考えている。また、米国商工会議所会頭が、移民法改革は、大企業と中小企業の共通の課題であるとしていることも注目に値する³⁴。

現在未決の米国移民法改正の中で、中小企業に影響を及ぼす可能性のある変更がいくつかある。以下の各項で、提案されているこれらの変更について述べる。その内容は、熟練労働者のためのH-1B短期ビザ、移民投資家のためのEB-5ビザ制度、およびその他の移民起業家のためのビザ制度の変更などである。また、提案されているこれらの変更は、中小企業が社員の合法的な居住ステータスを検証する手段にも影響を及ぼす。

1. 熟練労働者のためのH-1Bビザ制度

H-1Bビザ制度は、企業が専門職の熟練労働者を米国に入国させる場合に使用できる主なメカニズムである。この制度の目的は、米国の労働力においては、妥当な賃金で容易に

³² エド・ロイス下院議員のプレスリリース、[Royce, McCarthy Introduce Credit Union Small Business Jobs Creation Act](#) 2013年2月14日

³³ スモールビジネス・マジョリティ、[Opinion Poll, Small Business Support for Comprehensive Immigration Reform](#) 2013年3月27日

³⁴ ワシントン・ポスト、[Chamber of Commerce, small businesses united on some battles in Washington](#) 2014年1月10日

見つけることのできない技能を持つ外国人労働者を企業が採用できるようにすることである。H-1B は、短期ビザであり、期間は1回3年で2回まで発行される。

雇用者は、H-1B ビザのスポンサーとなり、当該の労働者がその職種に必要な特定の技能を実際に有していることを、米国市民権・移民局（USCIS）に証明しなければならない。米国政府は、企業が高賃金の米国人労働者の代わりに低賃金の外国人労働者を雇うためだけにこの制度を利用することを避けようとしている。USCIS は、H-1B 労働者がビザに記されている熟練作業を実際に行っていることを確認するために、雇い主である企業に対する監査を行うこともある。

a. ビザ制度を使用する中小企業に対する審査の強化

H-1B ビザのスポンサーとなる中小企業や新興企業は、「Requests for Evidence（RFE – 追加証明文書の要求）」という形で USCIS からさらに厳しい審査を受ける。この要求は、当該の中小企業が H-1B 労働者に、実際に専門的な仕事をさせているかどうかを調べることを目的としている。こうした追加的な審査は、中小企業が H-1B 労働者に単純な事務・管理業務をさせることを防ぐためのものである。これは中小企業にとっては難しい作業となる。小規模な企業には、そうした作業に事務員を専念させる余裕がなく、熟練社員が作業を手伝わなければならないことも多いからである。

自営業の移民起業家は、通常 H-1B ビザで米国に入国することはない。しかし、H-1B ビザを使用する場合は、自らの雇用の管理を他の投資家または役員会が行うような事業形態を取らなければならない。

b. 中小企業に不利な H-1B ビザ枠

年間に H-1B ビザで米国に入国できる外国人労働者の総数には制限がある。その移民枠は、あらゆる諸国からの労働者を合わせて、年間6万5千人にすぎない。これに加えて、米国の大学で上級学位を取得し、米国に残って民間部門で働く外国人労働者2万人にこのビザが支給される。また、大学や非営利組織で働く者も、この制限の適用外となる。

国別の制限もあり、中国、インドなどの大きい国の場合、ビザ発行数が毎年この上限枠に達している。こうした国別の制限のため、中国とインドからの H-1B ビザ申請には大量のバックログが見られる。

国別の上限も、すべての諸国を合わせた上限も低いため、H-1B ビザ取得の競争は極めて厳しい。USCIS の受け取る申請数が、わずか2日間で総合的な上限枠に達してしまう年もある。大企業は、その組織力で迅速に行動し、限られたビザ枠の中で競争することが

できる。これに対して中小企業は、そのための資源を持たないため、H-1B ビザ取得に不利な立場に置かれる。

中小企業にとっては、USCIS にこのビザを申請するための料金が低いこと、また外国人労働者のための弁護士費用が高いことも、不利な点となる。こうした費用は、労働者一人当たり、1万6千ドルを超えることもある。大企業の方が、これらの費用を負担しやすい。

中小企業が不利な立場に置かれることに対応して、連邦議会は、H-1B ビザ制度の枠を拡大することを検討している。また、国別の枠を廃止し、全世界の労働者が毎年総合的なH-1B ビザ枠をめぐる競争する形を取ることも検討している。2013年に上院が、H-1B ビザ制度のこうした変更を実施する法案を可決した（下記第5項を参照）。中小企業のリーダーの中には、この法案をさらに押し進め、H-1B 労働者のビザ枠をすべて廃止することを支持する意見もある³⁵。

2. 起業家のための EB-5 ビザ制度

連邦議会は 1990 年に、移民起業家が米国に資本を持ち込み、それによって雇用を創出する事業を支援すること（これには中小企業の新規設立も含まれる）を奨励するために、EB-5 ビザ制度を導入した³⁶。EB-5 ビザ保持者は、米国に家族を連れてくることができる。EB-5 を取得するには、事業資本として少なくとも 100 万ドルを投資しなければならない（当該事業が、雇用率の低い特定の地域内にある場合は、50 万ドルでよい）。事業が 2 年以内に米国の労働者のために少なくとも 10 件の新規雇用を創出した場合、移民起業家は米国永住者のステータスを取得することができる。

EB-5 ビザ制度には、かなりの自由裁量の余地がある。この制度における「資本」の定義は幅広く、現金、設備、さらには約束手形まで含むことができる（ただし手形に、その基盤となる資本が指定されている場合）。また、10 件の新規雇用が当該の投資によって直接サポートされている必要はない。経済分析によって、その雇用が何らかの形で間接的にその投資に支えられていることを示せばよい。

EB-5 制度では、年間 1 万のビザを発給することができる（これには投資家の家族や扶養家族も含まれる）。これらのビザがすべて発給された場合、この制度によってサポートされる雇用件数は年間 7 万 5 千件、また米国の国内総生産に 44 億ドル以上の貢献をすることになる³⁷。しかしながら、この制度は概して十分に活用されていない。1992 年から

³⁵ フォーブズ、[H1-B Visa Quotas Greatly Restrict Small Business Expansion](#) 2012 年 6 月 17 日

³⁶ 米国市民権・移民局、[EB-5 Immigrant Investor](#).

³⁷ ICF インターナショナル、[Study of the United States Immigrant Investor Pilot Program \(EB-5\)](#) 2010 年 5 月 18 日

2004年までの間に発行されたEB-5ビザは、合計わずか6千件であった³⁸。また同期間に永住権保持者となったEB-5移民は、わずか653人であった。

2004年以降、EB-5ビザ制度への参加が拡大しており、近いうちに年間のビザ発行枠に達する可能性がある。この増加の主な原因は、中国のエリート層が、米国市民権獲得への容易な手段を求めたためである。こうした新しい移民の多くは「地域センター」に資本を提供する。地域センターとは、複数のEB-5ビザ保持者の資本を集めて投資する第三者投資家である。地域センターの大半は、集めた資本を、中小企業開発ではなく、商業不動産開発プロジェクトに投資している。このような不動産プロジェクトのうち少なくとも1件は、投資家の資金をだまし取る詐欺計画であった³⁹。

連邦議会は、中小企業の立ち上げに必要な資本を提供することによって雇用を促進するためにEB-5ビザを活用することを目指している。2013年に上院は、EB-5ビザ制度にいくつかの変更を加える新法案を可決した（S. 744、下記第5項参照）。加えて、この上院法案は、2つの新しい起業移民制度（HB-6ビザとINVESTビザ）を導入するものである。この2つの新制度は、中小企業投資を米国に誘致するための新たな奨励策となる。

3. 起業家と米国子会社のためのE-2およびL-1ビザ制度

このほかにも、米国に事業を設立しようとする中小企業起業家にとって重要なビザ制度が2つある。E-2投資家ビザと、L-1企業内転勤者ビザである⁴⁰。しかし、これらの制度に大きな影響を及ぼす改正は提案されていない。

E-2投資家ビザ制度は、自らの資本を相当額投資した事業を米国で開始または開発しようとする外国人起業家のための入国ビザである。またE-2ビザは、当該起業家の家族、および起業家と同じ国の出身である主要な従業員にも与えられる。

このビザを取得するために必要な投資資本の額は、事業の種類によって異なり、USCISがケースバイケースで金額を決定する。例えば、小規模なレストランを開店しようとする家族の場合、要求される投資額は6万ドル程度であることも考えられる。ただし、当該事業は、ビザ保持者とその扶養家族の生活費と給料を提供することができなければならない。

³⁸ 政府説明責任局、[Small Number of Participants Attributed to Pending Regulations and Other Factors](#) 2005年4月

³⁹ 米国証券取引委員会、[Securities and Exchange Commission v. A Chicago Convention Center, LLC](#) 2013年2月8日

⁴⁰ 米国市民権・移民局、[E-2 Treaty Investors](#);
米国市民権・移民局、[L-1 Intracompany Transferee Executive or Manager](#), [L-1 Intracompany Transferee Specialized Knowledge](#).

E-2 ビザ制度は、EB-5 制度ほど厳格ではないが、その対象は、米国との間で通商航海条約を結んでいる 80 カ国の住民のみに限られる。これに対し、EB-5 は、世界各国の住民を対象とする。E-2 ビザの期限は、当初 2 年間であるが、その後無期限に更新することができる。

L-1 ビザ制度は、外国企業の幹部および熟練社員が米国内に支社または子会社を設立する際のビザを発給する。L-1 ビザ申請者は、過去 3 年間のうち 1 年間、当該の外国企業に勤務していなければならない。

L-1 制度では、企業幹部は 1 年以内に事業所を設立し、米国内での当該幹部の生活費と給料を支払えるだけの収益を上げなければならない。その条件が満たされれば、ビザを最高 7 年まで延長することができる。それ以降は、別の居住ステータスに変えなければならない。

前述のように、現在、E-2 または L-1 ビザ制度を変更する提案は出されていない。しかしながら、多数の H-1B ビザを使って米国内で事業を行っている企業は、企業毎のビザ上限枠を適用される可能性があり、これが L-1 ビザの件数にも影響を及ぼす（下記第 5 項参照）。

4. 雇用資格の電子検証の義務付けは中小企業に不利？

現行の法律では、企業が不法滞在者を故意に雇用することを禁止している。雇用者はすべて、USCIS の雇用資格検証制度に参加し、外国人従業員が合法的な居住者であるかどうかを確認しなければならない。この制度は紙の書類に基づくものである。

オプションとして、企業は、「E-Verify」という電子検証システムを使用することができる。これは、政府機関のデータベースによって雇用認可を調べるものである。E-Verify システムの使用は義務付けられているわけではなく、使用しているのは雇用者の 10% 未満にすぎない。しかし、この電子システムは、報告のエラーを減らし、雇用者・労働者による移民法順守を向上させる可能性があるため、連邦議会は、E-Verify を、中小企業を含むすべての雇用者に対して義務付けることを検討している。

中小企業は、E-Verify システムの義務付けには懸念を抱いている。中小企業は、システムのデータベース・エラーに大きく影響されやすい。外国人労働者がエラーのせいでビザを拒否されても、社員数の限られた中小企業では、その対処に専念できる人員がいないからである。

中小企業を支持する人々は、議会が「E-Verify の精度基準を高め、そうした基準が満たされなかった場合の consequences を拡大し、E-Verify データベース・エラー解決の時間

制限を設けること」を要請した⁴¹。また中小企業は、議会が USCIS 内に専用の中小企業支援オフィスを設置して、データベース・エラーに関する苦情を処理することを要請している。これまでのところ、議会が E-Verify システムを義務付ける際に、中小企業の特定のニーズに対応するかどうかは不明である。

5. 国境の安全、経済機会、および移民制度近代化に関する法律

国境の安全、経済機会、および移民制度近代化に関する法律（上院法案 744）は、中小企業の移民労働力拡大に役立つ改正を含む包括的な移民法改革案である⁴²。この法案は、あらゆる種類の移民および旅行者のためのビザ制度に変更を加えるものである。その中には、既に米国に入国している不法滞在の労働者が合法的な市民権を獲得するための手続きも含まれている。また、国境における安全にも取り組み、米国に入国したビザ保持者を監視するシステムを提供している。

2013年6月、上院本会議はこの「国境安全法」を可決した。下院はまだこの法案を取り上げていない。下院はいずれこの上院法案を検討するか、または同様の下院法案を作成するかもしれない。あるいは、上院法案を保留して、他の改革に取り組む可能性もある。上院の法案と下院の法案を調整するために折衷法案が必要となる。

上院法案 744 には、雇用ビザ制度への変更が含まれており、これは中小企業に影響を及ぼすものである。この法案は、H-1B ビザの発給数を増やし、EB-5 投資家ビザ制度に新たな奨励策を追加し、さらに2つの新しい起業移民ビザ制度を導入する。また、中小企業による電子雇用検証プログラムを義務付ける。

a. S. 744 による H-1B ビザ発給枠の拡大

上院法案 744 は、ビザ申請のバックログを防止し、外国人熟練労働者（特に中国とインドからの労働者）の需要増に対応するために、H-1B ビザ制度を変更するものである。ビザ発給数の増加は、中小企業にとって、外国人労働者を米国に入国させて雇用する機会を拡大することになる。中小企業オーナーを対象とする意見調査によると、彼らの大半は、この上院法案の個々の規定を支持している⁴³。

上院法案 S.744 は、全世界を対象とする H-1B ビザ発給上限枠を、現在の6万5千から11万に引き上げる。また、年間の上限枠を調整し、ビザ需要の高い年には最高18万にまで引き上げる。H-1B ビザの国別制限は廃止される。また、H-1B 労働者の配偶者や子

⁴¹ 全米中小企業協会、[NSBA Participates in Senate Roundtable on E-Verify](#) 2013年5月22日

⁴² 国境の安全、経済機会、および移民制度近代化に関する法案 (S. 744)。

⁴³ スモールビジネス・マジョリティ、[Opinion Poll, Small Business Support for Comprehensive Immigration Reform](#) 2013年3月27日

どもは、ビザの年間発行上限枠の対象から外され、年間に割り当てられたビザはすべて雇用された申請者に与えられることになる。

さらにこの法案は、米国の大学で科学または工学の上級学位を取得した者 2 万 5 千人に、全世界のビザ発給上限枠の適用を免除する。この条項は、米国にとどまる外国人大学院生を増やすことを目的としている。

H-1B ビザで入国する外国人労働者を増やすことは、米国人熟練労働者の職を奪うリスクを伴う。このリスクに対処するため、上院法案は、企業が米国の事業所の人員を主に外国人労働者で占めることを防止している。既に自社労働力の 75%以上が一時居住者 (**H-1B** または **L-1** ビザ保持者) である企業は、新たに **H-1B** または **L-1** ビザを取得してはならない。この上院法案は、2017 年までに外国人労働力を 50%減少させるものである。

この条項は、大手外国ハイテク企業が米国子会社を設立し、社員の大半を母国の労働者とするのを防ぐことを目的としている。この条項により、中小ハイテク企業も、同様のことができなくなる。

これによって影響を受ける企業は、今後も米国事業所で外国人労働者の高い比率を維持できるよう、議会でロビー活動を行うはずである。これらの企業は、下院で、**SKILLS** 法という新しい法案を検討させることに成功している。この法律には、外国人労働力の制限が設けられていない⁴⁴。**SKILLS** 法案が下院本会議で可決されれば、この上限規定を上院法案 **S.744** と調整する必要が出てくる。上院法案と下院法案のどちらが優勢となるかは予想できない。

b. S. 744 による EB-5 ビザ制度の変更

上院法案 744 には、米国内の事業への投資に **EB-5** ビザ制度を利用しやすくするために、以下のような **EB-5** 制度改良案が含まれている。

- **EB-5** ビザ制度を永久化する (この制度は 2015 年に失効する予定)。
- 義務付けられる投資額をインフレと連動させる。
- 家族・扶養家族を年間ビザ発給枠 (1 万件) の対象外とし、投資家本人のためのビザを増やす。
- **EB-5** ビザ 5 千件を、低雇用地域における投資のために留保する。

この上院法案には、投資家の資本を集める地域センターにおける不正行為を防止することを目的とする変更も含まれている。地域センターは、政府規制当局に、投資家の資金

⁴⁴ 知識支援と生涯技能への投資に関する法案 (**SKILLS** 法案)、[H. R. 803](#)

に関して、より詳しい会計報告を提供しなければならない。資金がどのように使われているか、また投資によってどのように雇用が創出されているか、証拠を示さなければならない。規制当局は、不正を行った地域センターに対して制裁措置を取ること、または法律に違反したセンターを閉鎖することができる。

c. S. 744 による新しい EB-6 起業移民ビザ制度の設立

上院法案 S. 744 は、既存の EB-5 投資家ビザ制度を補完する新しい EB-6 起業家事業設立ビザ制度を導入する。EB-5 制度は、自ら起業をしない投資家を対象とすることが多くなっているが、EB-6 は、主として起業家を対象とする。EB-5 ビザ保持者は自分の資本を米国に持ち込んで他の事業に投資をし、必ずしも本人がその事業に直接関わらないが、EB-6 ビザ保持者は、収益を上げる事業を創設するか、または他の投資家から資金を調達する。

上院法案 S. 744 により、年間 1 万の EB-6 ビザ発給が認可される。EB-6 起業移民ビザを取得するためには、米国内の事業にかなりの所有権を持っていないといけない。この事業は少なくとも年間の収益 75 万ドル、また外部からのベンチャー資本投資が 50 万ドル以上でなければならない。この事業により新規雇用が 3 件創出される場合は、収益の要件が 50 万ドルに引き下げられる。移民投資家が、米国の大学で科学または技術分野の上級学位を取得している場合も、これらの要件が緩和される。

こうした要件を 2 年間にわたって満たした場合、EB-6 ビザ保持者は、永住権を申請することができる。EB-6 の対象となる事業 1 件につき、永住権を得られるのは 4 人までである。

d. S. 744 による新しい非移民起業家ビザ制度

上院法案 S. 744 で提案されているもうひとつの新しいビザ制度は、永住権を求めない外国人起業家のためのビザ制度で、「Investing in New Venture, Entrepreneurial Startups, and Technologies (INVEST)」ビザと呼ばれる。INVEST ビザは、EB-6 に似ているが、要件の金額が EB-6 より低い。

INVEST ビザの有効期限は 2 年間で、要件が満たされればさらに 2 年間延長できる。その要件とは、ビザ保持者の創設する事業が 10 万ドルの開業資金を獲得し、年間 25 万ドルの収益を上げ、最初の 2 年間に 3 件の新規雇用を創出することである。

e. S. 744 による E-Verify 義務付け

S. 744 では、すべての雇用者に E-Verify システムが義務付けられる。雇用者は、新たに従業員を雇用した場合、雇用後 3 日間以内に、E-Verify によって当該従業員の身元と移

民ステータスを確認しなければならない。この法案では、故意に法律に違反し、不法居住者を雇用した場合の民事・刑事の罰則が強化されている。しかしながら、誤って不法居住者を雇用した場合、雇用者へのペナルティは課されない。

これらの変更は、中小企業に対して、不均衡に大きな影響を及ぼす可能性がある。順守のための新たな負担とコストが生じるとともに、E-Verify システムのエラーによって、中小企業にとっては制裁措置や訴訟の新たなリスクが発生するかもしれないからである。上記第4項で述べたように、中小企業は、E-Verify のデータベース・エラーが政府側の責任だったとしても、そうしたエラーに対応するための負担を背負わされることを懸念している。大企業の方が、追加的なコストやデータベース・エラーへの対応の負担を吸収しやすい。したがって中小企業は、今後も、E-Verify システムによる要件の緩和を求めて、議会でロビー活動を継続する。

中小企業の場合、E-Verify 採用の期限に関する要件が緩和されている。大企業は、この新法が可決され、それに続く規制が最終化されてから2～3年以内にこのシステムを使用し始めなければならないが、中小企業の場合は、E-Verify 順守を始めるまでに4年間の猶予を与えられる。

C. 自然災害後の中小企業への援助

中小企業庁（SBA）は、連邦政府または州政府が災害地域と指定した地域内の個人、中小企業、および非営利組織に直接融資を提供する。これは、SBA が企業に対して提供する唯一の直接融資である。債務の返済は政府に対して行われる。これらの融資の大半は個人に対するものであり、毎年、企業や非営利組織に対して提供される災害融資は、全体の20%程度である。

2012年のハリケーン・サンディの後、SBA 災害融資制度は、融資を必要とする中小企業の多くを援助しなかったと批判された。SBA のプログラムの不足分を一部補うために、2013年災害救援歳出予算法が可決された。また、2013年中小企業災害改革法という法案も提出されている。

1. SBA の災害融資プログラム

SBA 災害融資プログラムには、中小企業を対象とする3種類の融資カテゴリーがある。物理的災害が発生した後の融資、災害による経済的損失が発生した後の融資、および災害前の緩和策に対する融資である。

物理的な災害の後、中小企業は、建物、設備、または製品在庫の修理または補充のために、最高200万ドルのSBA 融資を申請することができる。この融資は、既存の保険の適

用されない損害を対象とするものである。金利は最高8%までとされている。これに加えて中小企業は、営業費200万ドルを対象とする災害経済損失融資（EIDL）を申請することもできる。この融資の金利は最高4%である。災害前緩和策融資プログラムは、中小企業施設の洪水対策のために年間最高5万ドルの融資を行う。融資の金利上限は4%である。

2. ハリケーン・サンディ後のSBAによる災害対応の評価

2013年5月、下院中小企業委員会の民主党議員は、ハリケーン・サンディ後のSBA災害融資プログラムの対応を批判する報告書を発表した⁴⁵。サンディは、米国史上2番目に被害額の大きいハリケーンであり、SBA融資プログラムの有効性が試される機会となった。民主党議員らの報告によると、SBAでは融資申請処理に時間がかかり、融資承認率は低く、実際の支払が大幅に遅れた。

ハリケーン・サンディ後、承認された融資はわずか24%であった。行われた融資のうち、ハリケーン発生後5カ月以内に支払われた額は全体の15%に満たなかった。

2013年に、連邦議会議員の大半が、SBAの災害融資プログラムを強化し、ハリケーン・サンディへの対応を向上させ、将来は災害融資の支払いをより効率化・迅速化するための新しい立法を支持した。

3. 災害救済歳出予算法

2013年災害救済歳出予算法は、2013年1月29日、オバマ大統領によって法制化された⁴⁶。同法により、8億ドルを超える災害融資および技術支援プログラムのためのSBA予算が留保された。この予算の大半は融資自体のためのものである。このほか、中小企業オーナーのカウンセリングおよびトレーニング・サービスのために少額（2千万ドル）の予算が提供された。

4. 中小企業災害改革法

2013年中小企業災害改革法は、上下両院で民主・共和両党の議員によって提出されている⁴⁷。この法案によって、中小企業オーナーへの災害融資の担保要件が緩和される。現行法の下では、ビジネスオーナーに持ち家がある場合は、自宅を担保の一部としなければならない。新しい法案では、自宅の代わりに他の各種の担保を使用することが認められる。また、この法案では、災害発生地以外の州からの融資援助も認められるようになる⁴⁸。

⁴⁵ ニディア・ベラスケス下院議員、[Despite Reforms, SBA's Sandy Response Lags, A Report Prepared by the Democrats of the House Committee on Small Business](#) 2013年5月。

⁴⁶ 2013年災害救済歳出法案、[H.R. 152](#)。

⁴⁷ 2013年中小企業災害改革法案、[H.R. 1974](#)。

⁴⁸ テッド・ドイチェ下院議員、[Rep. Deutch Cosponsors the Small Business Disaster Reform Act of 2013](#) 2013年5月14日

D. SBA を新しい商務・労働省に統合させる提案

2013年12月17日、リチャード・バー上院議員（共和党、ノースカロライナ州）、リチャード・コート上院議員、およびジェームズ・インホフ上院議員（共和党、オクラホマ州）が、商務・労働力省統合法（S.1835）を提出した⁴⁹。この法案は、中小企業庁（SBA）、商務省、労働省、およびいくつかの小規模な機関を統合し、「商務・労働力省」という大規模な省を作るものである。

オバマ大統領は、2012年初めに、同様の構想を提案している。オバマ大統領は、連邦政府が大統領に、「商務省、中小企業庁、米国通商代表部、輸出入銀行、海外民間投資会社、および貿易開発庁を統合する」権限を与えることを求めた⁵⁰。この権限が大統領に与えられることはなかったが、こうした経緯は、ホワイトハウスが上記の新たな立法を支持する可能性を示している。

S.1835も、それに先立つ大統領の提案も、こうした再編成は大幅なコスト削減につながるという考え方を基盤としている。バー上院議員の推定によると、効率性の向上により政府は「何十億」ドルものコストを節減できる⁵¹。

この法案に対する中小企業団体の反応はさまざまである。ロビー団体である米国中小企業連盟を率いるロイド・チャップマンは、この法案は間接的に各種SBAプログラムを廃止しようとする試みにすぎない、と主張している。一方、中小企業・起業審議会のカレン・ケリガン会長は、「統合は、影響を及ぼさないか、または一般の中小企業支持者にとっては多少好ましい影響を及ぼす、と述べている」⁵²。

S.1835が今年可決される可能性はほとんどない。ひとつには、秋の選挙を控えて、いかなる立法も可決することが難しいからである。それでも、将来、この法案が何らかの形で承認される可能性はある。

⁴⁹ [S. 1835](#).

⁵⁰ ワシントン・ポスト、[Obama adds cabinet seat for SBA administrator, proposes merging commerce agencies](#) 2013年1月13日

⁵¹ バー上院議員の [background paper](#) 2ページを参照。また、同議員の [press release](#) を参照。

⁵² ワシントン・ポスト、[Small business leaders clash over proposal to consolidate SBA with Labor, Commerce](#) 2014年1月7日

III. 外国の中小企業に影響を及ぼす可能性のある米国政府の各種プログラムに関する最近の展開

米国政府は、国内企業と外国企業の両方に適用される中小企業政策およびプログラムをいくつか提供している。これらは、労務、雇用、税務、および政府規制負担に影響を及ぼす。

A. 労働規制

オバマ政権は、雇用者と被雇用者の関係を積極的に見直している。その対象となっているのは、雇用者が支払う賃金、税金の源泉徴収、そして従業員のソーシャルメディア使用を雇用者が監視することの是非、などである。

1. 最低賃金引き上げに関するオバマ大統領の提案

連邦法で義務付けられている最低賃金は、時給 7.25 ドルであり、週 40 時間を超える超過勤務については時給が 50%増しとなる。19 州では、これを上回る最低賃金を義務付けている。最低賃金の価額は、毎年インフレにより下がっていくため、議会は定期的に、最も低賃金の労働者の生活水準を維持するために最低賃金を引き上げるという選択肢を検討することになる。現在の最低賃金は、インフレ調整後の過去 30 年間の最低賃金の中で中程度の水準にある。しかしながら、1960 年代および 70 年代の最低賃金（インフレ調整後）は、現在の最低賃金より、はるかに高かった。

2013 年 1 月、オバマ大統領は、連邦政府の義務付ける最低賃金を時給 9 ドルに引き上げることを支持すると発表した。11 月には、ディック・ダービン上院議員が、最低賃金を 10.10 ドルに引き上げる計画を提案し、オバマ大統領はこれを支持した⁵³。

提案されている最低賃金引き上げは、非熟練労働者の多い小売、接客、食品調理、および農業の各部門に多大な影響を及ぼす。下院で共和党が多数党の地位を維持すれば、大統領の提案する最低賃金引き上げを阻止する可能性が高い。しかしながら、共和党も、より少ない引き上げには同意するかもしれない。最低賃金は過去 6 年間に、少しずつ 3 回引き上げられているが、これにはある程度共和党の支持も得られている。

2. 労働者の誤分類に対する労働省と IRS の調査

労働省と内国歳入庁（IRS）は、従業員を独立契約社員として扱うことを禁止する規則を執行するために協力している。この両機関は 2011 年に、この問題について情報を共有することで合意した。

⁵³ ザ・ヒル、[Durbin: White House 'very supportive' of \\$10 minimum wage push](#) 2013 年 11 月 7 日

労働者を従業員として分類した場合、雇用者はその従業員の賃金から給与税を源泉徴収しなければならない。労働者が契約社員である場合は、本人が個別に税金を払う。雇用者による源泉徴収の方が、労働者個人による納税より、信頼性が高い。従って、従業員が正しく分類されるようにすることは、政府の歳入の増加につながる。

労働省と IRS は、労働者の正しい分類の仕方を理解してもらうため、企業に対するアウトリーチ・サービスを提供している。また、この両機関は、従業員の誤分類を防ぎ、納税の不足に対する罰則を求めるために、こうした執行活動を 2014 年にも継続する可能性がある。雇用者は、IRS の自主分類調停プログラムを通じて従業員の再分類を行うことで、そうした罰則を回避することもできる⁵⁴。

3. 労働省がソーシャルメディアに関する雇用者の方針を見直し

全米労働関係委員会 (NLRB) は、ソーシャルメディアに関する雇用者の方針の見直しを始めている。NLRB は、雇用者が、ソーシャルメディア・サービスへの従業員のアクセスを不当に制限することを懸念している。

従業員がソーシャルメディアを使うことによって企業の評判を傷つける可能性があるため、従業員がソーシャルメディアで公表する情報を企業が管理しようとするのは妥当である。しかし、NLRB は、従業員が劣悪な労働環境や賃金について公に苦情を述べる権利を維持できるようにすることを求めている。

全米労働関係法第 7 項により、従業員が労働条件に関する情報を他の従業員と共有する権利が保証されている。また、NLRB は明らかに、ソーシャルメディアを使ってそうした苦情を述べる権利も守られる、と考えている。従業員同士がソーシャルメディアで情報を共有することを制限する雇用者の方針は、その制限が事業上の妥当な懸念であるかどうかにかかわらず、また従業員が労働組合員であるかどうかにかかわらず、違法と見なされる可能性がある。

2012 年に NLRB は、全米労働関係法に違反する雇用者のソーシャルメディア方針に対するいくつかの裁決を発表した。NLRB は、2012 年 1 月の覚書で、これらの裁決について概説している⁵⁵。また NLRB は、将来の裁決のために新たなケースを積極的に収集している⁵⁶。従業員の行動を制約する雇用者のソーシャルメディア方針はすべて見直しの対象となり得る。

⁵⁴ IRS、[Voluntary Classification Settlement Program](#).

⁵⁵ 全米労働関係局、[Operations Management Memo](#).

⁵⁶ 全米労働関係局、[Acting General Counsel issues second social media report](#) 2012 年 1 月 25 日

中小企業庁は、企業が合法的なソーシャルメディア方針を作成するための勧告を発行している⁵⁷。

B. 税制改革

オバマ政権と連邦議会はいずれも、長期的な政府予算均衡のために包括的な税制改革を行うことを検討している。現在討議されている税制改革課題の中で、中小企業に多大な影響を及ぼすものがいくつかある。例えば、オンライン販売における売上税の徴収、法人所得税の徴収などである。現実的には、意味のある税制改革が今年中に行われる可能性はないが、2015年以降にこれらの課題に関する措置が取られる可能性はある。

1. オンライン商店がすべての州で売上税を徴収することを義務付ける立法

現在は、オンライン商店が特定の州の住民との取引で当該州の売上税を徴収するよう、州が強制する法的な権限はない。売上税を支払う義務は住民にあるが、州政府が個々の納税者による順守を規制することは極めて困難である。各州は、売上税課税の負担を、規制の対象としやすい商店に移行させることを望んでいる。

しかしながら、実業界はオンライン売上税課税の義務付けに反対してきた。それは、州や地方自治体によって異なる売上税率を適用する負担が大きいためである。州によっては、取引の種類や地方自治体によって、何百種類もの税率が適用される場合もある。新しいソフトウェア・アプリケーションを使用すれば、商店は、異なる税率の計算をかなり容易に行うことができる。

議会は現在、州売上税課税の負担を商店に移行させる新しい法律を検討中である。上院はそのような法律を可決しており、下院は、これに対応する下院法案の原則を検討している。

a. 中小企業のオンライン売上税の課題

議会が解決する必要のある大きな課題のひとつは、こうした法律が中小企業に適用されるかどうかということである。ソフトウェアによって税額の計算が容易にできるようになるとしても、中小企業にとってはソフトウェア・ライセンスの取得は費用がかかりすぎるかもしれない。

インターネット・ベースの大手小売店は、自社が事業を行っていない州で、その州の中小企業に代わって取引を行う場合でも売上税徴収が義務付けられることに反対している。Amazon.com は、ニューヨーク州内の関連会社のために行う取引において、ニューヨーク州民からの売上税徴収を義務付ける新しい法律を阻止するため、ニューヨーク州に対

⁵⁷ 米国中小企業庁、[How to Craft a Social Media Policy for Your Small Business](#) 2013年1月16日

して訴訟を起こした。そのような関連会社は、売上税を独自に徴収する手段を持たない中小企業である可能性もある。

米国最高裁は、アマゾンの申し立てを却下した。従って、ニューヨーク州の法律が有効であり、大手商店は州の売上税を徴収しなければならない。この決定により、連邦レベルでも同様の立法が可能となる。

b. 上院が市場公正法を可決

2013年5月、上院は市場公正法を可決した。これは、各州がオンライン商店に、顧客の居住する州にかかわらず販売時に州売上税を課税することを強制できるようにするものである⁵⁸。商店は徴収した売上税を、顧客の居住する州の当局に分配しなければならない。

また市場公正法により、各州は、単一のソフトウェア・アプリケーションでその州のすべての税率を計算できるよう、州の税法を簡素化しなければならない。

中小企業にとって重要な点としては、上院の法案は、オンラインの売上による収益が100万ドル未満の中小企業は適用を免除される。Ebayは、中小企業であるクライアントを代表して、この免除基準を3千万ドルに引き上げるようロビー活動を行っている。

c. 下院が新たな立法の原則を提案

下院にも市場公正法の対案法案（H.R. 684）があるが、まだ措置は取られていない。下院法案は、中小企業に対する免除がない。

下院司法委員会のボブ・グッドラテ委員長は、オンライン売上税法案のための原則を発表した⁵⁹。それによると、新しい法律によって、容易な順守メカニズムを持つシンプルな税制が作られれば、中小企業に対する免除は必要がなくなる。

2. 中小企業に影響を及ぼすオバマ政権の法人売上税政策

オバマ大統領は、法人所得税率を引き下げることによって米国の税制の包括的改革を行う意志があることを発表した⁶⁰。大統領は、税基盤を拡大し、企業が税負担を減らすために使用している抜け穴をなくすことによって、税率の引き下げを相殺する。共和党は、

⁵⁸ 2013年市場公正法案、[S. 743](#).

⁵⁹ 下院司法委員会、[House Judiciary Committee Releases Principles on Internet Sales Tax](#) 2013年9月18日

⁶⁰ NBC ニュース、[Obama offers new 'grand bargain' to GOP ahead of budget fights](#) 2013年7月30日

政府支出の縮小が伴わなければ、収入を上げるための税制改革の計画には同意しない。長期にわたる包括的税制改革をめぐる議論は、少なくともあと1年は続く見込みである。

多くの中小企業は、連邦法人所得税を免除される組織となっている。従って、大統領の提案は、そうした中小企業には直接影響を及ぼさない。しかしながら、連邦所得税を支払っている中小企業にとっては、税制改革をめぐる行われている議論は関心の対象となる。

2013年に中小企業に影響を及ぼした、税制上のもうひとつの新しい課題は、内国歳入庁（IRS）が、納税不足の中小企業を探すために調査を行っていることである。IRSは最近、何千社もの中小企業を対象にこうした調査を実施した。連邦議会では、IRSの調査が不当に中小企業をターゲットとしているとの批判も出ている。

a. 全般的な税制改革案

オバマ大統領は、法人所得税を28%に引き下げることがを提案している⁶¹。大統領は、法人税を引き下げることによって、米国の税率と他の先進諸国のより低い税率との格差を縮めることができ、その結果米国の国際競争力が増す、と考えている。

米国は、他の先進諸国に比べると、法人税基盤が比較的狭く、税率が高い。この格差のため、一部の企業は、外国での利益を米国内に持ち込んで、より高い税率の税金を払うより、利益を外国にとどめておくことを選ぶ。

税率の引き下げは、法人税基盤を拡大する措置を伴えば税収増にもつながる可能性がある。オバマ大統領は、大企業が税負担を軽減するために使っている税制上の抜け穴をなくそうとしている。大統領は、新たな税収増はすべてインフラの改善に充てる予定であり、それは中小企業にとって、政府契約の増加につながる⁶²。

税基盤を拡大する大統領の計画は、共和党議員の間では物議をかもしている。下院の共和党議員は、法人所得税を25%に引き下げることがを提案している⁶³。しかし、共和党の税制改革計画には、税基盤の拡大は全く含まれていない。従って、共和党の計画では、税制による政府収入が増加することはない。その代わりに、下院の共和党議員は、連邦予算赤字の増加を防ぐために支出を減らそうとしている。

⁶¹ ホワイトハウスおよび財務省、[The President's Framework for Business Tax Reform](#) 2012年2月

⁶² NBC ニュース、[Obama offers new 'grand bargain' to GOP ahead of budget fights](#) 2013年7月30日

⁶³ 下院予算委員会、[The Path to Prosperity, A Responsible, Balanced Budget, Fiscal Year 2014 Budget Resolution](#) 2014年3月12日

法人税率の引き下げと法人税負担の基盤拡大の両方を含む、長期的な税制改革折衷案が、1年以内に可決される可能性は低い。

b. IRS が中小企業をターゲットに過少申告を調査

2013年初めに IRS は、少なくとも2万社の中小企業に、2012年度の納税状況を見直し、同年度の収入を正確に申告したことを確認することを要請する書簡を送った⁶⁴。この書簡は、「収入の過少申告の可能性に関する通知」と題されていた。これは正式な監査ではなかったが、さらなる措置の可能性があることが記されていた。

この調査で IRS がターゲットとしたのは、クレジットカードやデビットカードによる売上の比率の高い中小企業であった。IRS は、そうした企業が、現金収入をすべて申告したかどうかを疑ったのである。

下院中小企業委員会の委員長を務めるサム・グレイブズ下院議員は、IRS がなぜ一部の中小企業をこの調査のターゲットとしたのかを正式に聞くために、7月に議会公聴会を開いた⁶⁵。グレイブズ委員長は、IRS が政治的な理由でこれらの企業をターゲットとしたのではないかと懸念した。公聴会では、IRS の代表が証言し、IRS には、中小企業を対象に納税義務について教育するプログラムがある、と述べた⁶⁶。IRS は、そのようなプログラムを拡大しようとしている。

IRS は、税法改正や最新の申告要件について中小企業に知らせるアウトリーチ活動を重要視している。このアウトリーチ活動は、中小企業オーナーが税理の専門家を広く使っていることを反映するものである。

IRS は、中小企業が収入を正確に申告し、課される税金をすべて支払うようにするためには、特別な執行メカニズムが必要であると考えている。IRS によると、中小企業を対象とする正式な監査が行われる割合は、大企業に比べると低いため、こうした特別なプログラムは中小企業を不当に差別するものではない。過去3年間、中小企業を対象とする監査の比率は一定している。中小企業による税金申告のうち監査されるのは、全体のおよそ1.3%にすぎない⁶⁷。

⁶⁴ ワシントン・ポスト、[IRS probing thousands of small businesses, raises eyebrows in Congress](#) 2013年8月13日

⁶⁵ サム・グレイブズ、下院中小企業委員会委員長、[Opening Statement at Hearing on "The Internal Revenue Service and Small Businesses: Ensuring Fair Treatment"](#) 2013年7月17日

⁶⁶ 内国歳入庁主席副長官、ダニエル・ワーフェル、[Testimony before the House Small Business Committee on the IRS and Small Businesses: Ensuring Fair Treatment](#), 2013年7月17日

⁶⁷ 同上。

C. 中小企業の規制負担の緩和

政府の規制は中小企業にとって便益と費用の両方をもたらす。規制の費用が便益を上回る場合、政府がその規制を廃止することも考えられる。しかしながら、費用のかかる規制がいまだに多数残っており、中小企業にとってはフラストレーションの種となっている。オバマ大統領と連邦議会はいずれも、規制を再検討し、中小企業にとってコストのかけ過ぎる規制は廃止または改正する計画を発表している。

1. 中小企業が負担する規制費用の推定

政府の規制を順守するための費用を正確に推定することは、政府の政策上、重要な要素である。2010年9月、施策広報局は「The Impact of Regulatory Costs on Small Firms（規制コストが中小企業に及ぼす影響）」という調査報告を発表した⁶⁸。この調査の目的は、連邦政府規制が中小企業に及ぼす経済的な影響を調べることであった。

調査結果によると、中小企業が連邦政府規制を順守するための費用は、2008年に総額1.75兆ドルであった。また、この調査によると、中小企業にとって規制の負担は、大企業の場合より大きい。

オバマ大統領と連邦議会は、中小企業による規制順守の負担を緩和するための提案を発表している。規制の簡素化により、中小企業の仕事量が減り、雇用創出により多くの投資をすることができるようになる、と考えられている。

2. 中小企業の規制負担を軽減するためのオバマ政権による提案

オバマ大統領は、政府機関イニシアティブが中小企業の規制負担を緩和すること、およびその書類要件を軽減することを指示する2つの大統領令を発行した。

2011年1月、オバマ大統領は、大統領令13563号（「規制および規制審査の改善」）を発行した⁶⁹。この大統領令は、すべての連邦政府機関が既存の規制を見直すこと、また中小企業の負担を上回る便益をもたらさない規制を除去することを命じたものである。

2012年5月には、オバマ大統領は、大統領令13610号（「規制負担の特定と軽減」）を発行した⁷⁰。この大統領令は、その前に発行された大統領令の下で実施される見直しについて各機関が報告を提出することを命じたものである。規制見直しに関するこの2つの大統領令は、いずれもビジネスリーダーたちに歓迎された⁷¹。

⁶⁸ Nicole V. Crain, W. Mark Crain (中小企業庁助成政策審議局の委託による)、[The Impact of Regulatory Costs on Small Firms](#) 2010年9月

⁶⁹ ホワイトハウス、[Executive Order 13563 -- Improving Regulation and Regulatory Review](#) 2011年1月18日

⁷⁰ ホワイトハウス、[Executive Order 13610 - Identifying and Reducing Regulatory Burdens](#) 2012年5月20日

⁷¹ ワシントン・ポスト、[Obama orders all fed agencies to review regulations](#) 2011年1月18日

中小企業庁（SBA）は、大統領令に従って、中小企業のリーダーたちに、どの規制を改善すべきか意見を聞いた。SBA は、同庁の「Startup America」構想の一環として、ビジネスオーナーとの円卓会議を数回にわたって開催した⁷²。

次いで SBA は、企業からの提案を取り入れて、7(a)融資プログラム、認証開発会社（CDC）融資プログラム、および 504 融資プログラムの申請過程を効率化することを決定した。また書類を減らし、各種の用紙を統合した。さらに SBA は、融資申請の審査にかかる時間を短縮した。

3. 中小企業の規制順守コストを削減するために議会で提案されている立法

下院の新しい法案「規制弾力化法」（H.R. 2542）は、すべての連邦政府機関に、当該機関の規制が中小企業に及ぼす影響を見直すことを義務付けるものである⁷³。その機関の規制が中小企業に及ぼす影響が金額にして1億ドルを超える場合は、より影響の少ない代替規則を検討しなければならない。

また、この法案は、各機関が中小企業に対する規制の「間接的な影響」を検討することも義務付けている。しかしながら、規制の間接的な影響について一般に認められた定義はなく、したがってこの条項が何を意味するのかは不明確である。

この法案は、既存の柔軟規制法を修正するものとなる。柔軟規制法では、既に政府機関の規則が企業に及ぼす影響を当該機関が考慮することを義務付けている。しかし、下院の共和党議員は、ほとんどの機関が既存の法律に従わなくなっている、と考えている。この新しい法律は、既存の法律を修正して順守状況を改善するとともに、規制審査の要件を厳しくするものである。

下院中小企業委員会は、2013年9月、H.R. 2542を可決した。下院本会議では、共和党議員は大半がこの法案を支持する可能性が高いが、民主党議員の反対が予想される。反対の主な理由は、この法案が、規制負担に関するオバマ大統領の大統領令（上記第2項参照）の妨げとなるということである。下院の民主党議員は、この法律より、大統領令によって連邦政府機関の行動を管理することを望んでいる。また民主党議員らは、この法案はさらに複雑な規制を作り出すことになるとともに、規制の経済的影響の審査を行うために政府支出を増やすことになる、と主張している⁷⁴。

⁷² Jeanne Hulit（米国中小企業庁、資本アクセス担当副長官） [Testimony before House of Representatives Committee on Small Business](#) 2013年5月8日

⁷³ 2013年規制弾力化法案、[H.R. 2542](#).

⁷⁴ ブルームバーグ・ガバメント、[Small Business Panel Approves Bill Aimed at Reducing Regulatory Burdens](#) 2013年9月19日

IV. 米国における中小企業の事業環境の分析

A. 緊縮財政の影響

連邦政府予算赤字を削減する方法をめぐる議会での意見の対立は、2013年中に完全に解決されることはなかった。議会で対立が続いたことによって、緊縮財政の2つの出来事、すなわち歳出の強制削減と政府機能の一時停止が政府支出を中断させた。

予算の強制削減とは、連邦政府各機関の支出権限を全般的に削減することである。議会が最低限の削減について合意できなかったため、3月1日付で自動的に予算強制削減が実施された。

これにより政府は、2013会計年度に支出を850億ドル削減する。2021年までには合計1.1兆ドルが削減される⁷⁵。この予算強制削減の下で、連邦政府各機関の調達や契約が縮小されるに伴い、中小企業は毎年40億ドルの損失を被ると予想されている⁷⁶。

強制削減が始まってからも、政府の予算削減をめぐる政治的な対立が続いた。連邦議会は、2014会計年度の始まる10月1日までに、同年度予算について妥協案を出すことができなかった。したがって、10月1日に政府機能が広範囲にわたって停止され、10月17日に議会が中間予算合意を可決するまで、通常の業務に戻らなかった。この16日間にわたる政府機能停止により、ほとんどの通常業務と政府支出が停止された。

歳出強制削減と政府機能停止は、中小企業にいくつかの悪影響を及ぼした。その中でも最も影響の大きかったものには、中小企業融資市場の中断と、中小企業を対象とする政府契約縮小がある。

1. 中小企業の活動全般への影響

歳出強制削減と政府機能停止の全般的な影響としては、中小企業にとって不確実性が増したことが挙げられる。政府の財政引き締めが経済に及ぼす影響を予測することは極めて困難であり、多くの中小企業は、事業の中断の可能性に向けて十分に準備をすることができなかった。

中小企業に比べると、大企業には不確実な時期に対処するための資源がある。したがって、そうした時期には中小企業は競争力を失う。全米中小企業協会によると、政府の「歳出強制削減により、中小企業が大企業と競争することが難しくなった⁷⁷」とされる。

⁷⁵ 議会予算局、[The Budget and Economic Outlook: Fiscal Years 2013 to 2023](#) 2013年2月5日

⁷⁶ 全米中小企業協会、[Sequestration Cuts Go Into Effect](#) 2013年3月7日

⁷⁷ U.S. ニュース・アンド・ワールド・レポート、[How Congress Can Boost Small Business in 2014](#) 2013年12月17日

政府の機能停止の具体的な影響としては、中小企業融資の停止、個々の政府職員との取引の減少、そして観光産業への影響などが挙げられる。

a. SBA と IRS の機能停止で中小企業への新規融資が中断

政府の機能停止の期間中、SBA は、中小企業のための各種プログラムへのアクセスを停止した。さらに重要な点として、SBA は、政府機能停止期間中、融資申請の処理を中断した。また SBA は、中小企業が融資、国際貿易、政府契約の新たな機会を探すための訓練および相談を行う各種プログラムを停止した。

内国歳入庁（IRS）が一時閉鎖したことも、新たな SBA 融資申請に影響を及ぼした。IRS は、中小企業の融資申請の履歴調査を行った上で、貸し手に所得に関する情報の確認を提供しなければならないからである。IRS による履歴調査の中断により、SBA プログラム以外の中小企業融資の申請処理も停止した。

2013 年夏に融資を必要としていた中小企業の多くは、政府機能の停止を予測して、SBA と IRS の機能が停止する前に承認を得るべく、早めに融資を申請した。政府機能停止の直前には、融資申請件数がほぼ 2 倍に増えた⁷⁸。当時、新たな融資を必要としていた中小企業で、政府機能停止前に承認を得られなかった企業は、SBA と IRS が業務を再開して、たまった申請を処理するまでは、財政困難に陥った可能性もある。

b. 政府機能停止がワシントン DC の経済に与えた損失

政府の機能停止期間中、およそ 80 万人の連邦政府職員の給与が支払われなかった。そのため、そうした職員の多くが、消費支出を抑えた可能性がある。連邦政府職員の大半が住んでいるワシントン DC 周辺地域は、そのような支出の減少により損失を受けたことが考えられる。

あるエコノミストの推定によると、ワシントン DC の経済は、政府機能停止 1 日当たり 2 億ドルの損失を受けたという⁷⁹。その損失の大きな部分が、レストランや小売店などの中小企業であると思われる。

c. 政府機能停止が観光産業に与えた脅威

国立公園周辺の観光客をターゲットとする中小企業は、政府機能停止により、さらに具体的な損失を受けた。機能停止期間中、すべての国立公園が閉鎖された。このため多く

⁷⁸ ワシントン・ポスト、[Government shutdown leaves small business loans in limbo, shutter SBA](#) 2013 年 10 月 1 日

⁷⁹ ワシントン・ポスト、[Washington area could lose \\$200 million a day if shutdown occurs, economist says](#) 2013 年 9 月 29 日

のツアー・オペレーターが損害を受け、閉鎖がさらに続けば倒産するかもしれないという不安に苦しめられた⁸⁰。

2. 政府契約を受注する中小企業への影響

連邦政府による財政引き締めによって、中小企業の政府契約の機会が減少する可能性がある。歳出強制削減の一時的な影響と 2013 年 10 月の政府機能停止によって、連邦政府諸機関は、発注に対する支払を遅らせたり、場合によっては契約自体をキャンセルせざるを得なくなった。

中小企業にとって 2013 年にもうひとつマイナスとなったのは、連邦政府の契約が大企業のみを対象とする傾向が強いことであった。中小企業を対象とする契約の大半は少額の契約であった。政府の契約のうち総額 3 千ドル～10 万ドルのものは、中小企業のためだけに留保されている。中小企業が、これより高額な契約を取得することも可能であるが、そのためには大企業と競争しなければならない。政府は、中小企業が大企業と競合しても契約を獲得できるように、各種の留保プログラムを導入している。

連邦政府諸機関は毎年、一定数の政府契約を中小企業のために留保することを目指している。現在、その目標は、連邦政府全体で、すべての連邦政府取得契約の 23% である。

しかしながら、2012 会計年度に、連邦政府が中小企業に与えた契約は、全体の 22.2% にすぎず、政府は 7 年連続で、23% という目標を達成することができなかった⁸¹。中小企業のための契約留保目標を達成できた連邦政府機関はわずか 6 機関（内務省、運輸省、財務省、中小企業庁、一般調達局、および原子力規制委員会）であった。

中小企業の指導層によると、政府が中小企業のための契約留保の全体的な目標を達成できずにいることは、連邦政府諸機関に対する中小企業の最大の苦情のひとつである。全米中小企業協会は、今後の年間留保目標達成を改善するために連邦政府と協力することを望んでいる⁸²。

2013 年 10 月、中小企業庁は、「Acquisition Process: Task and Delivery Order Contracts, Bundling, Consolidation」という新しい規則を発行した⁸³。この規則は、2010 年中小企業雇用法で定められた同庁の義務を実施するものであり⁸⁴、「各種契約を統合する複数契約・取得制度の確立に伴い、中小企業に対する考慮を増す」ことを目指す。この規則により、政府が留保目標を達成する能力がある程度高まる可能性がある。

⁸⁰ NBC ニュース、[Small businesses fear bankruptcy from national park shutdowns](#) 2013 年 10 月

⁸¹ 中小企業庁、[FY2012 Small Business Procurement Scorecard](#).

⁸² 全米中小企業協会、[Federal Gov't Misses Small Biz Contracting Goal](#) 2013 年 7 月 9 日

⁸³ 連邦官報、[Acquisition Process: Task and Delivery Order Contracts, Bundling, Consolidation](#) 2013 年 10 月 2 日

⁸⁴ [Public Law 111-5](#) および 2010 年中小企業雇用法、[Public Law 111-240](#)

B. 中小企業による社員退職年金積立制度の課題

米国の労働者にとって、雇用者が提供する退職年金積立制度は、極めて重要な長期貯蓄の手段である。何らかの形で退職年金積立制度を提供している企業は、高齢の米国民の生活費を提供する上で、政府の社会保障制度の負担を軽減していることになる。雇用者の提供する年金積立制度の成功の要因は、この制度が定年退職後に備えて貯蓄をする労働者の比率を高めていることである。労働者が自分で年金積立制度に拠出する可能性は、雇用者の提供する制度の方が、個人で積み立てる場合に比べて、14倍も高い⁸⁵。

政府の政策は、退職年金口座で発生した収入に対する税金を繰り延べまたは免除するという形で、雇用者による年金積立制度を支援している。しかしながら、現行の政策は、中小企業にも大企業と同様に退職年金積立制度を提供させる、という点では成功していない。トランスアメリカ社の調査によると、大企業の95%が従業員拠出型の年金プランを提供しているのに対し、中小企業の場合はこの比率が72%である⁸⁶。

もうひとつの課題は、年金制度を提供している中小企業の場合も、そのオプションや給付の内容が大企業の場合に比べると限られていることである。例えば、従業員の拠出に対してマッチング拠出を提供する中小企業は、大企業に比べて少ない。また、中小の雇用者は、大企業に比べ、最近の景気後退期間中にマッチング拠出を減らしたり停止したりした可能性が高い。さらに、中小企業は大企業に比べて、拠出金を給与から自動的に振り込む制度や、年金積立制度への自動的な参加方式を採用している可能性が低い。

中小企業は、米国の労働者の約半数を雇用している。したがって、退職年金積立制度を提供している中小企業の比率が低いということは、多くの米国の労働者が、長期的な貯蓄のオプションをほとんど持たないことを意味する。下院中小企業委員会は、中小企業が従業員のための退職年金積立制度を導入する際の諸課題を検討するため、2013年10月に公聴会を開催した⁸⁷。

中小企業のオーナーが退職年金積立制度を提供するかどうかを決める際に最大の課題となるのは、費用である。最も大きい費用は、記録管理費と投資管理専門家の費用である。また、従業員に最も安全な退職年金積立制度を提供するために義務付けられている最低拠出額の費用負担がある。この最低拠出額は、多くの中小企業にとっては負担が大きすぎる。

⁸⁵ 米国年金専門職・アクチュアリー協会、[Tax Reform Shouldn't Harm Main Street's Retirement Plan](#) 2013年4月19日

⁸⁶ 下院中小企業委員会、中小雇用者の退職年金積立制度の諸課題に関する公聴会、[Testimony of Catherine Collinson, President, Transamerica Center for Retirement Studies](#) 2013年10月2日

⁸⁷ 下院中小企業委員会、[Hearing on The Challenge of Retirement Savings for Small Employers](#) 2013年10月2日

連邦議会は、中小企業による退職年金積立制度導入を奨励するために、各種の費用を抑え、管理の負担を減らす手段を検討する可能性がある。例えば、新たに退職年金積立制度を導入する中小企業には税額控除を拡大すること、また義務付けられている積立制度への拠出額を引き下げることなどが考えられる。

C. シェールガスと石油改革

1. シェールガス掘削の全体的な利点

シェール改革が、米国を主要な燃料輸入国から主要な石油・天然ガス輸出国へと変えつつある。昨年だけでも、米国の石油生産者は、生産を日量 100 万バレル伸ばした。これは 1 年間の増加量としては米国史上最大である⁸⁸。米国は、ロシアを抜いて世界最大の石油・ガス生産国になろうとしている。国際エネルギー機関の推定によると、2020 年までに米国の石油生産量は、サウジアラビアを抜き、2030 年までには、米国は総じて必要な燃料を自給できるようになる。

この新たな生産は、他の諸国のためにもなる。米国が自国内の石油・ガス生産を増やしたことで、他の輸入国のための燃料供給がかなり増えた。最近のエジプトとシリアにおける不安定の中で、国際石油価格が安定していたのは、米国のおかげであるとされている。シェール生産がなければ、現在の石油価格は 1 バレル当たり 115 ドルを大きく超えるだけでなく、2008 年夏の記録的な高値 1 バレル当たり 150 ドルに近い水準まで高騰していた可能性がある⁸⁹。過去 5 年間に、米国の天然ガスおよび原油の輸入は、それぞれ 32%と 15%減少している。現在、米国は世界最大の天然ガス輸出国である。業界の一大企業の推定によると、2035 年までに米国は原油の純輸出国となる⁹⁰。

オバマ政権は、概ね水圧破碎を支持しており、また天然ガスおよび石油を新たに海外へ輸出する活動を促進している。日本をはじめ多くの諸国が、こうした米国からの輸出を受け入れているが、中国は、エネルギー供給を米国に頼りすぎることを懸念して、輸入に多少消極的である。

2. シェールガス掘削が中小企業にもたらす恩恵

中小企業は、シェールガス掘削から 2 つの恩恵を受ける。ひとつは、他の消費者の場合と同様に、エネルギーコストの低減という恩恵である。コスト節減については各種の推定があるが、いずれにしても今後何十年かの間にかかなりのコスト節減が予想される。ボストン・コンサルティング・グループ (BCG) の調査によると、シェールガスのもたらす恩恵はかなり大きい。BCG の調査に基づく推定では、この天然ガス・ブームで、現在米国では年間に 1 世帯当たり平均 425~725 ドルのコスト節減となっている。これが

⁸⁸ ザ・ヒル、[Without shale, oil prices would be a lot higher](#) 2013 年 10 月 14 日

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ U.S. ニュース、[BP Projection: U.S. Will Be Energy Self-Sufficient By 2030](#) 2013 年 1 月 16 日

2020年までには1,200ドルにまで上昇する可能性もある。これは、米国の可処分所得の10%増近くに相当する額である⁹¹。

スタンフォード大学のエネルギー・モデリング・フォーラムが最近、産官学の50人の専門家と14のモデリング・チームを招集して、天然ガス生産の急増が米国経済をどのように変えるかという調査を行った。その調査結果に基づくコスト節減の推定は、上記の推定より多少低い。調査結果では、かなりの経済効果が出るとされたが、上記の調査結果よりは少なかった。「シェールガス開発は、今後数十年の間に、年間700億ドルの経済拡張効果をもたらす。これは多額の効果のように見えるが、米国経済に占める割合は0.46%と、比較的小さい⁹²」となっている。これらの調査結果の違いは、主として将来の推定価格の差によるものである⁹³。

シェール革命が中小企業にもたらしている2番目の恩恵として、シェールガス開発地域内にある中小企業の利益が伸びている。シェール開発支持派は、開発による雇用の成長を誇張して語る傾向があるが、少なく見積もっても、ペンシルバニア州だけで、シェール資源開発による直接雇用創出件数が1万件、さらに2次支出による雇用創出もかなりの数に上る（件数は不明）⁹⁴。オハイオ州でも、アティカのシェールガス掘削により、2011年から2013年初めまでの間に、2千件の直接新規雇用と、件数は不明であるが付随的な雇用が創出された⁹⁵。その結果としての中小企業の成長は、中小企業庁（SBA）の保証する融資の増加率に表れている。例えば、テキサス州イーグルフォードのシェール開発地域では、シェールブームによりSBA保証の中小企業融資が記録的なレベルに達している⁹⁶。このように、シェール改革が中小企業、雇用、および地元経済に及ぼす影響はかなり大きい、劇的な規模ではない。

3. シェールガス掘削による環境問題

シェール石油・ガス改革は、2つの新しい技術によってもたらされた。ひとつは「フラッキング（水圧破砕）」、すなわち化学物質を混合した水を、ガスまたは石油を含む地下のシェール岩に注入する技術である。注入された水によってガスまたは石油が井戸から放出され、収集される。その後、注入された水を回収するが、この水は化学物質を含むため、廃棄物として処理しなければならない。もうひとつの新しい技術は、垂直掘削

⁹¹ ポストン・コンサルティング・グループ、[Press Release: Cheap Natural Gas Could Save U.S. Households as Much as \\$1,200 a Year by 2020](#) 2013年12月18日、vii ページ

⁹² スタンフォード大学エネルギー・モデリング・フォーラム、[Changing The Game?: Emissions And Market Implications Of New Natural Gas Supplies](#) 2013年9月

⁹³ ワシントン・ポスト、[The shale-gas boom won't do much for climate change. But it will make us richer.](#) 2013年10月21日

⁹⁴ Examiner.com、Pennsylvania Marcellus shale job creation claims being overstated? 2013年8月30日

⁹⁵ アクロン・ビーコン・ジャーナル、[Ohio's Utica shale spurs job growth](#) 2013年12月28日

⁹⁶ サンアントニオ・ビジネスジャーナル、[Eagle Ford Shale helping to lift small business lending in San Antonio area](#) 2013年7月

である。これは、まず抗井を垂直に掘り、続いて地面と平行して水平に掘削する。この方法を使用すれば、単一の抗井で広い範囲の地域からガス・石油を回収できる。この技術が開発されるまでは、複数の抗井を掘らなければならなかった。この2つの技術により、以前は経済的に回収することのできなかったガス・石油を回収できるようになった。

水圧破碎は環境影響がかなり大きいと、米国では賛否両論がある。使用された水は汚染され、再使用することができない。したがって、水圧破碎は、国内の水不足の地域で必要とされているかもしれない水を使ってしまうことになる。また、水圧破碎は、地下水面より低い地下深くで行われるものであるが、水圧破碎の水に含まれる化学物質が上昇して、井戸に使われる地下水を汚染している例が多数報告されている。また、水圧破碎による圧力が、地下のシェール岩に微少なシフトを起こすが、こうしたシフトが増殖することもあり、水圧破碎の行われている地域は、小さな地震が多数発生する傾向がある、と報告されている⁹⁷。さらに、水圧破碎には大量の水が必要とされ、その運搬に多数のトラックが行き来することが、環境破壊につながる可能性がある。

もうひとつの難点は、水圧破碎の恩恵が公平にもたらされないという点である。掘削会社に鉱業権を貸して、思いがけなく突然裕福になる人が出る一方で、その隣に住む人は何の得にもならず、上記のような環境上の悪影響だけを受けることもあり得る。

また、水圧破碎による天然ガスの新たな供給は、「新しいコンプレッサーやパイプライン、また原料・燃料としての天然ガスに依存する化学・肥料・石油工場の拡張」によって、炭素汚染の増加につながっている。環境保全プロジェクトの最近の報告によると、「2012年1月1日以降、これらの産業は、大気浄化法の下で温室効果ガス排出の9,100万トン増を認める許可を申請または既に取得している。これは、大型（500メガワット）石炭火力発電所20カ所からの総排出量に匹敵する量である⁹⁸。具体的な量はまだ不明であるが、天然ガス生産はメタンを発生する傾向があることも懸念されている。メタンは、二酸化炭素に比べ20倍強力な温室効果ガスである。

最後に、水圧破碎は新しい活動であり、水圧破碎の行われている州や地域社会では、その影響を管理するための新しい規制を作成しなければならないことが多い。水圧破碎の行われている米国西部諸州では、少なくとも従来の抗井掘削規制の経験がある。しかし東部諸州は多くの場合、掘削の規制・管理の経験が全くない。ニューヨーク州は、水圧破碎に関する見直しと調査を行う間、非公式に6年間の水圧破碎モラトリアムを導入し

⁹⁷ ニューヨーク・タイムズ、[Experts Eye Oil and Gas Industry as Quakes Shake Oklahoma](#) 2013年12月13日

⁹⁸ 環境保全プロジェクト、[Gas Rush: Increasing Greenhouse Gas Emissions from New Oil, Gas and Chemical Plants](#) 2013年12月5日

ている⁹⁹。コロラド州では、2013年11月に、3つの地域社会で投票により水圧破砕が禁止された。他州でも同様の動きが見られる¹⁰⁰。

全体的には、シェール開発の便益は、環境コストをはるかに上回る。問題は、概して米国全体および特定の企業と土地所有者がその便益を享受する一方で、掘削の行われる地域のすぐ近くに住む人たちが環境への悪影響を最も強く受ける場合が多い、ということである。これは不公平なことであり、地元社会が政治的なプロセスによって掘削を停止させることができた例もいくつかある。シェール改革が今後も続くことは確実であるが、政界の指導層は、環境影響を受ける個人や市町村を十分に保護し補償することを求める圧力に直面することになる。そのために、州や市町村は今後も、環境影響を緩和するために詳細な新規制の作成を続けるものと思われる。

D. TPPと米国の貿易政策が中小企業に及ぼす影響

国際貿易は成長しているが、米国の中小企業のうち、その成長の一端となっているのはわずか1%にすぎない¹⁰¹。中小企業は、そもそもどのように輸出を始めたらいのかかわからずにいることが多い。米国政府は、中小企業に輸出を始めるための援助と教育を提供することによって、輸出をする中小企業の数を増やすことを目指している。

中小企業の国際化を促すひとつの方法は、教育と援助の提供に加えて、新たな外国市場へのアクセスを援助するメカニズムを提供することである。こうした構造的なサポートが、環太平洋パートナーシップ (TPP) という新たな自由貿易協定に盛り込む方向で交渉されている。TPPは、米国が交渉してきた各種自由貿易協定の中で、初めて中小企業のニーズに具体的に取り組んだものである。

TPPに加えて、輸出調整法という新たな法案があり、これは、中小企業に輸出に関する情報入手の支援を既に提供している各種政府機関の活動を統合して、そうした政府の支援活動を容易にすることを目的とするものである。

1. 環太平洋パートナーシップ (TPP)

ご存知の通り、環太平洋パートナーシップ (TPP) は、米国と日本を含む12カ国の地域自由貿易協定として提案されているものである。TPPの意図は、各加盟国の市場への参入を阻む障壁を除去することによって、ほぼすべての製品・サービスの貿易を自由化することである。TPPは、中小企業にとって新しい市場へのアクセスをもたらすはずであるが、その一方で、新しい法的責任を作り出す可能性もある。

⁹⁹ ノースカントリー・パブリック・ラジオ、[NY fracking moratorium enters 6th year](#) 2013年7月24日

¹⁰⁰ ナショナル・ジャーナル、[Colorado's Elections Were Fracked](#) 2013年11月6日

¹⁰¹ 全米中小企業協会、[2013 Small Business Exporting Survey](#).

TPPは、非関税障壁を減らし、差別的貿易障壁をなくし、知的所有権を強化し、協議と関税改正によって貿易紛争を解決することが期待される¹⁰²。また TPPは、特に、新しい技術、政府調達、投資、原産地規則、競争、労務、環境基準によって生じる新しい貿易問題に取り組んでいる。

TPPは、アジアとの貿易を改善しようとするオバマ政権の活動の、中心を占めている。この協定はまた、他の地域貿易協定を促進するとともに、世界貿易機関の自由化も推進する可能性がある。

a. TPPが中小企業におよぼす影響

TPPは、加盟諸国の中小企業による外国市場へのアクセスを拡大することを目指している。TPP協定の文言は、中小規模の事業と、そうした事業に対する支援に具体的に言及している。TPPには、全体を通し中小企業のためだけの一章が設けられている。

この中小企業に関する章は、交渉担当者が最も初期に完成する章のひとつである¹⁰³。この章には、加盟諸国が、中小企業にこの協定を理解してもらうために行う活動の手順が記されている。そのひとつとして、各加盟国で専用のウェブサイトを作成し、国内の中小企業に輸出開始の方法に関する情報を提供する。各国のウェブサイトは、他の加盟諸国のウェブサイトとリンクされる。これらのウェブサイトは、中小企業が他の TPP加盟国における新たな事業機会を探す方法を説明する。

中小企業に関する章は、中小企業に特別待遇を提供することを「確約」してはいない。TPPが、中小企業に特別な奨励策または免除を与える場合は、他の章で具体的に記述される¹⁰⁴。

b. TPPに関する米国政府の見解

オバマ政権は、TPPによって米国の中小企業の海外市場における競争力が向上すると考えている。オバマ政権は特に、これまで米国が自由貿易協定を結んでいないブルネイ、マレーシア、およびベトナムの高成長市場へのアクセスを切り開くために、TPPを利用することに関心を持っている。

米国の交渉担当者らが、国際化する中小企業の直面する主な問題を明らかにするために、中小企業に関するアジア太平洋経済協力（APEC）フォーラムの助言を求めている。明ら

¹⁰² 米国通商代表部、[Trans-Pacific Partnership \(TPP\) Trade Ministers' Report to Leaders](#) 2011年11月12日

¹⁰³ 米国通商代表部、[Trans-Pacific Partnership \(TPP\) Talks Advance in Texas](#) 2012年5月16日

¹⁰⁴ Inside U.S. Trade、[TPP Negotiators Announce Dates Of July San Diego Round; Tout Progress](#) 2012年5月16日

かにされた問題は、「関税、合意によって異なる原産地規則、複雑な税関手続き、規制その他の非関税障壁、および外国市場に関する法規その他の情報へのアクセス困難」などである¹⁰⁵。オバマ政権は、TPPがこれらの各課題に対処するメカニズムを含むことを希望している。

TPPは連邦議会でも支持されている。下院中小企業委員会のグレーブズ委員長は、TPPによって中小企業が、運営上の多大な負担を受けることなく国際化ができるようになる、と考えている。委員長は、中小企業が米国内である製品を合法的に販売することができるなら、自由貿易協定のパートナー国でも、当該製品を現地当局で改めて登録しなくても合法的に販売できるべきである、と考えている¹⁰⁶。グレーブズ委員長は、TPPによって、国際貿易に参加する米国の中小企業の比率が増すことを望んでいる。

c. TPPに関する中小企業の懸念

多くの中小企業は、TPPの下で中小企業に与えられる新たな政府援助を歓迎するはずである。しかしながら、この協定には、中小企業にとって懸念される条項もいくつかある。

例えば、インターネットで内容がもれているTPPの知的所有権に関する章については、既に多くの中小企業が批判している¹⁰⁷。TPPの下で輸出を始める中小企業は、誠実にを行った活動が、意図せずに大企業の知的所有権を侵害した場合、犯罪と見なされることを懸念している。厳格な知的所有権規則の順守は、中小企業にとって過度の負担となる。中小企業の輸出した製品が、その製品の価値のわずかな部分だけについてでも知的所有権を侵害したとして差し押さえられた場合、中小企業にとってその損害は、より大きな在庫を持つ大企業に比べて、不均衡に大きくなる。

TPP交渉担当者らは、この協定に関する中小企業の懸念の一部を認めている。2011年11月、TPP交渉チームは、中小企業がTPPを理解および利用する際の懸念に取り組む意志を述べた。交渉担当者らは、

TPP協定に関する、関連性のある利用可能な情報への中小企業によるアクセスを強化し、また中小企業が実施後の協定を活用できるよう調整するために、共同で義務を果たすことで合意した。また、中小企業による

¹⁰⁵ 米国通商代表部、[Small Business and the Trans-Pacific Partnership \(TPP\): How the Ambitious, High-Standard Agreement Will Help American Small Businesses](#) 2012年5月25日

¹⁰⁶ サム・グレーブズ下院議員、[The growing trade opportunity overseas for small businesses](#) 2013年7月10日

¹⁰⁷ インターナショナル・ビジネス・タイムズ、[Leaked TPP Chapter: 5 Scary Provisions In WikiLeaks' Trans-Pacific Partnership Release](#) 2013年11月13日

TPP 地域内における貿易・投資の促進を目的とする能力開発を調整するメカニズムを作ることも合意した¹⁰⁸。

このほか、TPP 交渉担当者らは、中小企業の利益となる技術開発に TPP がどのように適用されるか、という課題にも取り組むことを誓約した。しかしながら、TPP 交渉によって、この協定の知的所有権要件が調整され、中小企業による順守負担が軽減されるかどうかは不明である。交渉担当者らが、中小企業に対しては知的所有権要件を免除することを検討する可能性もある。

2. 輸出調整法

輸出調整法は、現在下院で未決となっている¹⁰⁹。この法律は、輸出のプロセスを簡素化し、輸出を監督する各連邦政府機関の調整を向上させることによって、中小企業による輸出を支援することを目指すものである。活発な中小企業協会がこの法案を支持している¹¹⁰。

現在、20 の連邦政府機関および委員会が、輸出のプロセスに関わっている。輸出調整法は、これらの諸機関が協力して、中小企業を対象とする輸出要件を簡素化することを指示するものである。この法案は、そうした機関のひとつである貿易促進調整委員会が輸出機会に関する情報を収集し、その情報を中小企業に販売するよう指示している。

¹⁰⁸ 米国通商代表部、[Trans-Pacific Partnership \(TPP\) Trade Ministers' Report to Leaders](#) 2011 年 11 月 12 日

¹⁰⁹ 輸出調整法、[H.R. 1909](#).

¹¹⁰ 中小企業・起業協議会、[SBE Council Supports the "Export Coordination Act" \(H.R. 1909\)](#) 2013 年 5 月 29 日

2014年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所

<問い合わせ先>
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5545
(海外調査部 北米課)